

## 〔論 文〕

# 「令和の米騒動」米不足と米価暴騰の原因と対策： 減反・貿易制限の保護政策から増産・自由貿易の競争政策への改革（下）

林 直 嗣

## 目 次

はじめに

1. 「令和の米騒動」米不足・米価暴騰の経緯の現状分析
  2. 米不足・米価暴騰のメカニズムの理論的分析
    - 2.1. 円安政策による輸入コストプッシュ・インフレ
    - 2.2. 猛暑による供給不足で米価の値上がり
    - 2.3. 流通段階の目詰まり
    - 2.4. ドル高円安による外国人観光客の需要増加
    - 2.5. 農林中金の巨額赤字の補填
  3. 米不足や米価暴騰の統計的実証分析
    - 3.1. 米不足や米価暴騰の相関分析
    - 3.2. 米不足や米価暴騰の重回帰分析
- （以上前号、以下本号）
4. 米不足や米価暴騰の対策としての備蓄米放出政策
    - 4.1. 最高値入札制と小泉農水相の随意契約制による備蓄米放出の効果
    - 4.2. 備蓄米の流通目詰まりと流通段階での米価暴騰
    - 4.3. 備蓄米放出の対象業者
    - 4.4. 備蓄米の表示方法
  5. MA 米の活用政策と輸入自由化政策
  6. 鈴木農水相による減反政策への逆戻りと米価暴騰の加速
  7. 「お米券」に米価暴騰を抑える効果はあるのか？
  8. 米の需給や価格を安定化させる長期戦略：米作の機械化大農法と農業の経営改革

9. 米作農業の国際競争力を高める長期戦略：減反・貿易制限の保護政策から増産・自由貿易の競争政策へ
  10. 農業改革と食料自給率向上と食料安全保障の長期戦略
  11. 新しい農業政策と農業経営への改革展望
- 参考文献

## 4. 米不足や米価暴騰の対策としての備蓄米放出政策

### 4.1. 最高値入札制と小泉農水相の随意契約制による備蓄米放出の効果

1993（平成5）年の「平成の米騒動」の際には、農水省統計では冷害で生産量（玄米ベース）が1057万tから783万tに274万t、26%も激減し、供給不足を補うため約250万tの外米を食糧管理法の例外として、関税なしで緊急輸入した。輸入元はタイ、中国、米国、オーストラリアなどで、初めて外米を食べた人も多いと見られる。その結果、集荷業者の相対価格の上昇は3.5%に抑えられた。そこで、天候不順などによって米穀の著しい供給不足と価格不安定に備えるため、1995（平成7）年からは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」＝食糧法を施行し、「第1条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって

国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。」と目的を定めた。米穀や麦など「主要食糧の需給及び価格の安定を図る」ことが目的だから、米不足や米価暴騰の際には出動しなければならない。「米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置」と定める通り、流通の目詰まりを阻止して、流通円滑化の措置も執る必要がある。「政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置」と明記するように、政府は主要食糧の「買入れ」だけでなく「輸入」も「売渡し」も総合的に行う責任がある。よってGATTのウルグァイ協定による輸入制限の硬直的適用は、この第1条に抵触する恐れがある。

江戸初期に『農業全書』を著した宮崎安貞(1936, p.79)は「かねてより財穀を蓄えざれば凶年にあひて飢をまぬかれ難し。つねに身持を謙り儉約を守りて此計を専らとすべし。唐の堯禹の時代に九年の洪水あり。湯王七年の早にあひ給ひしかども、民に餓死する者なかりしは常に蓄積のはかりごとありてかねての用意よければなり」と説いていた。山崎好裕(2025)の解釈によれば、かねてから儉約により財穀の蓄積＝備蓄をして用意が良ければ、洪水や早があった年でも餓死せずに済む、と言う備蓄論の基本的な原理を論じていた。

そこで、毎年20万t、5年で合計100万tの備蓄米を保存・管理することになった。それから30年間、毎年約500億円、合計で約1兆5千億円の備蓄費用を使いながら、今まで一度も制度の活用はされなかった。今回「令和の米騒動」に直面して初めて、「需給及び価格の安定」と言う2つの政策目標のために活用されることになった。しかし、超過供給・在庫保有量の市況変動を全く無視して、故意に一律に毎年20万tを備蓄に回すと、毎年20万tの供給不足が故意に一律に生じるため、その分だけ却って米価高騰を故意に促進する結果を招く。供給不足・在庫不足の際でも一律に更に20万tを備蓄に回せば、当然更に供給不足・在庫不足を加速して、米価高騰をもたらすので、立法趣旨に自己矛盾することになる。市況変動に対応しながら、超過供給・在庫保有量に見合った分を備蓄に回し、

足りない場合は第1条で定める通り「輸入」米により備蓄を補填するという、市場需給に見合った弾力的運用をする方が、需給や価格の安定化にも備蓄法の立法趣旨にも遙かに資する。これが宮崎安貞(1936)が唱えた「備蓄の原理」に対応した正しい備蓄法である。市場での超過供給＝在庫蓄積量を全く無視した強権的で機械的な一律の備蓄方法は、市場原理に違背して市場介入をするため、「備蓄の原理」に違背し、逆に需給や価格の不安定化をもたらす危険性がある。

令和の米騒動に直面しても、坂本元農水相は単に「24年9月に新米が出てくれば収まる」と言って、「需給や価格の安定のため」に備蓄米を機動的に運用することは何もしなかった。そのため彼の在任期間(23年12月～24年10月)10ヶ月で、小売米価は実に73%も異例な暴騰をし、月毎では需給変動を反映して図1の通り小刻みに上昇し、月平均では7.3%も上昇した。これに対して垣田達哉(2024)は「政府は値崩れが心配で食料には回さないが、今後はもう少し柔軟な姿勢で備蓄米を有効利用することも必要だろう」と批判した。

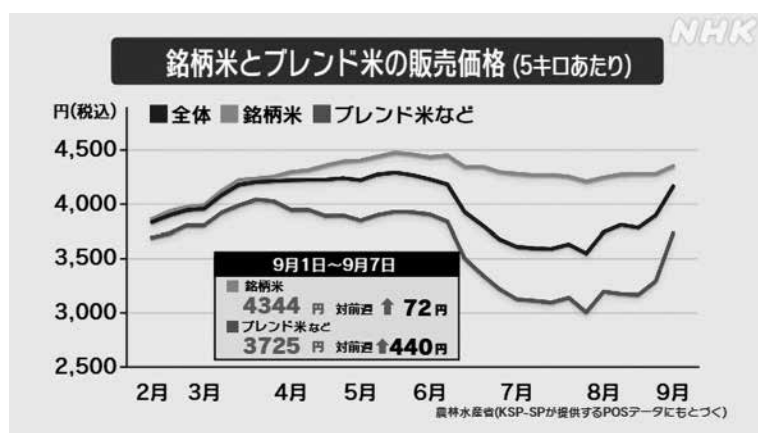
次の江藤元農水相は「需給と価格の安定」のために備蓄米放出を決めたが、年間5千t以上の仕入れ実績がある集荷業者・仕入れ業者に限定した指名競争制で、価格を吊り上げる最高値入札制を採用したので、米価は更に吊り上がり、何も解決はできず、むしろ米騒動が悪化した。表6のように、江藤元農水相が25年3月に1回目は10～12日に、2回目は26～28日に、合計21万tの備蓄米放出を開始した。そのうち19万t(90%)はJAが落札した。その上、1年以内の26年3月迄に同じ銘柄・産地・量で買い戻す条件を付けたが、産年や同一価格の条件を外したため、流通しにくい古米や古古米での政府への売り戻しを可能にするので、備蓄米放出を故意に渋って売れ残ったと称し、あるいはそれを高値で売り戻しをする口実を与える恐れがある。これでは備蓄米放出は流通の目詰まりを起こし、放出効果が低下する。実際にはJAから流通過程の目詰まりが始まったため、小売にまで回ったのは一部であり、備蓄米のブレンド米

表6 備蓄米の放出量と見込み在庫量（単位：万 t）

|      | R7年3月<br>備蓄米在庫 | 1回目放出 | 2回目放出 | 3回目放出 | 入札放出計 | 随意放出<br>(主食用<br>向け) | 随意放出<br>(加工原材<br>料用向け) | 随意放出計 | 見込在庫 |
|------|----------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|------------------------|-------|------|
| R2年産 | 20             |       |       |       |       |                     | 5                      | 5     | 15   |
| R3年産 | 21             |       |       |       |       | 9                   |                        | 9     | 12   |
| R4年産 | 20             |       |       |       |       | 19                  |                        | 19    | 1    |
| R5年産 | 19             | 4     | 3     | 10    | 17    |                     |                        |       | 2    |
| R6年産 | 16             | 10    | 4     |       | 14    |                     |                        |       | 2    |
| 合計   | 96             | 14    | 7     | 10    | 31    | 28                  | 5                      | 33    | 32   |

（出所）農林水産省、NHK。

図8 銘柄米とブレンド米の小売価格



（出所）農林水産省、NHK。

の価格が下落し始めたのは図8の通り3月末からであって、銘柄米や全体の平均価格は殆ど上がっていない。最高値入札制は値段を吊り上げる効果を持つので、米価暴騰を抑制する手段としては適切ではない。25年3月に第1回備蓄米入札では、60 kg 2万1217円（5 kg 1768円）となったが、24年秋の生産者米価＝出荷価格が1万8000円（5 kg 1500円）であったので、去年より3217円、17.9%も吊り上げられた。

その結果、彼の在任期間（24年11月～25年5月）6ヶ月に、小売米価は24%上昇し、月毎では需給変動を反映して図2の通り小刻みに上昇し、月平均では4%上昇した。山下一仁（2025a）は「農水省もJA農協も米価を下げないことを第一に考えたのである。」と指摘する。また三木寛郎（2025）も「JA全農に売り戻すのではな

く、最初から卸売業者等に放出することは考えなかったのか。その方が取引段階が簡潔になり、早く消費者に届くと思う」と批判した。

その上、江藤元農水相は25年5月18日「私はコメは買ったことがない。支援者の方々がたくさんコメをくださり、売るほどある」などと本音を喋ってしまい、JAと結託した農水族ではないかと批判を受けたため、責任を執って辞任した。鈴木哲夫（2025）の取材によると、「石破首相は農水相の時代から、コメを増産し、食の安全保障として備蓄し、質のいいコメは海外に輸出し国内の流通なども透明化するべきだと主張してきた。」そこで、ほぼ同じ考え方を持っている小泉進次郎元自民党農林部会長を、後任の農水相に抜擢した。小泉農水相は、5月21日の認証式の後で早速、「備蓄米を直接小売店など

に売る。随意契約をやる。」とJA など既得権益団体に忖度しないことを明言した。

入札方式には、①不特定多数の業者が参加する一般競争、②参加業者の範囲を指定する指名競争、③企画や技術や価格等を総合的に判定する企画競争、④諸般の事情を総合的に判断する随意契約の4方式がある。①でも最低価格落札、最高価格落札、総合評価落札等の方式がある。生産者米価＋備蓄費用を最低価格として、それ以上の小売価格での最低値入札制に基づいて、小売価格を5 kg 1900 円にすると最低値を提示した業者に落札すれば、備蓄米価は抑制できる。逆に生産者米価＋備蓄費用を最低価格として、小売価格を5 kg 3000 円にすると最高値を提示した業者に落札すると、両者の差額は不当に消費者負担に転嫁される。食糧法は①、②、④の3方式を認めているので、その内で適切な方式を選択すれば良い。

備蓄米を農家から買い入れた時の生産者米価＋備蓄費用を最低価格として、それ以上の小売価格での最低値入札制が随意契約制、又は指し値制を採用すれば、米価暴騰を抑えるのに効果があると言える。毎年の備蓄費用は年間500億円/100万tだから、50円/kg、3000円/60kgで、24年9月から25年3月までの半年では1500円/60kgとなる計算である。よって24年産米については1万8000円＋1500円＝1万9500円(5kg 1625円)を最低値として、選米・精米・袋詰め費用＋輸送費＋小売マージンを加算すれば、妥当な小売価格を計算できる筈である。

江藤元農水相の第1回備蓄米放出では、参加業者を年間5千t以上の仕入れ実績がある集荷業者・仕入れ業者に限定した指定競争入札制で最高値入札制をとり、21万tのうち19万t、90%をJAが落札したが、JAから流通の目詰まりで小売にまで回るのが遅れた。小泉前農水相は、流通円滑化をして「6月の頭ぐらいに、随意契約のものが店頭で5 kg 2000円台で並んでいることを目指す」と明確に打ち出し、参加業者を集荷業者に限定せず大手小売業者に拡げ、食糧法の届け出事業者であること、年間1万tの取扱が可能で、精米能力を持つこと、販売計画と販売実績を提出すること、政府提示価格で

販売可能であること、などの条件で随意契約制を採用したため、JAなど大手集荷業者に忖度する必要はなくなった。備蓄放出の拡大後は年間1000t以上の取扱が可能な中小小売業者にも拡大した。これに対して、豊島典雄(2025)は「進次郎氏の前には、農協－農林族－農林省の持ちつ持たれつの『鉄の三角形』という壁がある。新自由主義的な政治手法には反発がある」と警告した。しかし、結果的には、既得権益を守ろうとする『鉄の三角形』に忖度しない新自由主義的な政治手法が功を奏した。

そこで、決まった政府提示の小売価格を守れる業者であれば、集荷業者や卸売業者だけでなく小売業者など、どの業者でも契約対象に含めることが、自由競争の市場経済のメリットを引き出せる。したがって、25年5月に小泉農水大臣が就任してからは、早速最高値入札制を止めて随意契約制を導入する英断を行ったため、楽天など大手小売業者が入札に参加し、5 kg 1980円(税込み2138円)で備蓄米放出を実施し、即日に完売した。そのため備蓄米のブレンド米の価格は25年6月から急激に下落し始め、銘柄米も顕著に下落し始め、全体の平均価格も大きく下落し始めた。図2や図8の通り、スーパーでのコメの平均価格が顕著に下がり始めたのは、小泉農水相が随意契約制の備蓄米放出を開始した後で、25年6月からである。また1年後の買戻条件も撤廃して、流通の目詰まりをなくすように努めた。

こうした新しい備蓄米放出政策は、国民に寄り添う政策として大いに歓迎され、政策理論的にも高く評価できる。時事通信による25年6月13～16日の世論調査では、小泉農水相による備蓄米放出などの取り組みについて尋ねたところ、「評価する」が過半数の63.8%に上り、「評価しない」は17.9%にとどまった。また小泉農水相が意欲を見せるコメ増産への賛否は「賛成」が84.3%と圧倒的に多く、「反対」は僅か3.1%であった。コメの輸入増については「賛成」25.4%、「反対」52.5%と慎重派が多かった。「アホノミクス」と命名したことで著名な浜矩子(2015)は「令和のコメ騒動が収束に向かうなら、それは結構なことだ。人々を食卓の危機か

ら救えるなら、風雲児方式を否定することは難しい。農水族を蹴散らかすその力量を、人々が小気味よしと感じたとしても、不思議はない」と評価する。

米の需給変動や価格変動は図1や図2の通り毎月起こり、図3の通り毎日でも起こり、固定していない。実際小売段階のスーパーの米の商品棚では販売用の米の供給量は毎日変動している。図6の比較静学を見れば分かるように、過去5年分の備蓄米を段階的に5kg 1980円などの適正価格で放出することによって、米全体の供給曲線は $S_2$ から $S_3$ へ右下方シフトし、均衡点は $E_3$ から $E_4$ へシフトし、供給量は $x_3$ から $x_4$ へ増え、価格は $p_4$ から $p_3$ へ下落することを、マハルップの比較静学を用いて理論的に説明できる。

#### 4.2. 備蓄米の流通目詰まりと流通段階での米価暴騰

米の全生産量は24年で734万tだから、月平均では61万tが集荷から小売りまで流通できるはずである。よって25年3月の備蓄米放出21万tを集荷業者JAなどは約10日で全放出できるはずだが、1ヶ月経っても29%の6万tしか流通させていない。放出を遅らせて買占め売惜しみをする原因は、備蓄米が5kg 2000円程で売れると、既に関占め売惜しみて約4000円にまで値段を吊り上げた在庫米が売れなくなる懸念があるからである。これは「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」と定める独占禁止法第3条に、違反する嫌疑が生じる。また卸売から小売りへは1.4%しか流通していないが、これも同様の理由で独禁法第3条違反の嫌疑が生じる。また前述の通り、産年や同一価格の条件を指定せずに1年以内の買戻条件を付けたことも、備蓄米放出を遅らせている。

#### 4.3. 備蓄米放出の対象業者

小売販売の前に、脱穀した玄米から選米、精米、袋詰め、輸送をしなければいけないので、少なくともその段階までは指定価格で販売できるように最低価格入札制で精米業者を選ぶ必要

があるであろう。これで、小売価格を最低値に抑制することができる。大手小売業者で精米を含めて小売を引き受ける業者がいれば、それを精米の対象業者に入れることが望ましい。すると、生産者米価+備蓄費用に、精米・袋詰め費用、輸送費用、小売マージンを加算して、妥当な小売価格の最低値を決定できるので、米価暴騰を抑制できる可能性が高まる。25年5月に小泉前農水大臣が指摘したように、23年産（古古米）5kg 2000円、22年産（古古古米）5kg 1800円も可能と見られる。大手小売業者の楽天は随意契約業者として認定され、「Rakuten グルメ館」において5kg 1980円（税込み2138円）で2025年5月29日午後から小売開始したところ、即座に完売となった。この方法の即効性が証明された。

21年産や20年産の古米についても、主食用で食べられるか否か、大臣自ら試食するというパフォーマンスをして、事前に慎重に検査・検証した上で、備蓄米放出が行われた。

#### 4.4. 備蓄米の表示方法

食品表示法では、食品の安全性確保と消費者の合理的な選択を目的として、食品の表示に関する規程を定めている。主な表示事項は、名称、原材料名、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、原産国名（輸入品のみ）、アレルギー、栄養成分などである。食品表示法に従って従来は、米の品種と包装量、産地、年産、精米年月を「コシヒカリ、5kg、新潟県産、24年産、25年3月精米」という具合に正しく表示してきた。

また、食品表示法の食品表示基準においては「新米」とは、「原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米、およびそれまでに精白され、容器包装に入れられた精米」と定義される。以上の場合を除いて「新米」と表示することはできない。一般には今年度の新米が出荷される時期より前に、前年度またはそれ以前に収穫されたお米を、今年度産の新米と区別して「古米」と呼ぶことが多い。また、流通を基準に11月1日から翌年10月31日までの1年を「米穀年度」と呼ぶケースもある。

さて江藤元農水相の当初の備蓄米放出では、JAの意向で「複数ブレンド米、5kg、25年3月精米」というように省略して表示し、品種や産地、年産を表示しなかったが、食品表示法に抵触する恐れが生じる。品種や産地や年産を省略して表示したことは、JA等の業者自身が品質保証に自信を持っていない証拠であり、備蓄米の安全性に対して消費者の不安感・不信感を募らせる懸念がある。その懸念を払拭するため、大臣自身が精米した備蓄米を実際に食べて、「美味しい、美味しい」と言う実演パフォーマンスが必要となった。逆に通常通りに品種や産地や年産も正しく表示すれば、消費者はそれぞれの食品表示を明確に認識した上で、それぞれがどういう味と品質と価格か、安全性はあるか、について正確に比べることができるので、安全性を確認して価格形成を適正化する効果がある。それが市場機構の本来の役割である。23年産なのか、22年産なのか、品種は何か、ブレンドする場合は何と何が何割か、食品表示法に従って正確に表示するべきであろう。

## 5. MA 米の活用政策と輸入自由化政策

1993（平成5）年の「平成の米騒動」の際には、冷害で生産量が1057万tから783万tに26%も激減し、約270万tが不足し、約250万tを緊急で輸入自由化したところ、米の相対価格の上昇は3.5%に抑えられた。今回の「令和の米騒動」では既に米価が2倍以上に暴騰した後に、緊急輸入を全くせず、かなり遅れて備蓄米放出が行われた。それでも、小泉農水相の随意契約制による備蓄米放出で備蓄米価格は5kg 1980円（税込み2138円）程に抑制できたが、通常の銘柄米の小売価格の平均値は4285円近辺に留まり、今後は更に暴騰する危険性が高い。なぜなら、集荷業者も卸売業者も小売業者も備蓄米が放出される前に、上記の通り各段階で既に高値で仕入れているため、備蓄米と同様な低い価格で販売すると、売却損が出てしまうからである。また、25年は観測史上最高の猛暑で不作が見込まれたため、25年9月以降の新米に対しても農家との直接契約予約やふるさと納税返

礼品で、既に備蓄米より高い価格で販売契約をしているので、備蓄米と同様な低い価格で販売すると、売却損が出てしまうからである。

そこで、通常の銘柄米の小売価格を23年並みの2000円に抑えることは困難であるにせよ、少しでも低下させるためには、輸入規制を緩和して国際競争を導入し、自由な市場機構を国内外で整備することである。自由な競争のないところに進歩はない。国際競争を導入すれば、米生産の機械化大農法や多収穫品種改良による生産性効率化をせざるを得なくなり、大量生産が可能となって、国産米価は低下する。貿易自由化で外国産の米を自由に輸入し、良質な国産米を海外へ輸出し、自由競争を促進すれば、農業の生産性を高めて、より高品質で美味しい米を機械化大農法によってより大量に生産する競争動機が働く。山下一仁（2025a）が指摘するように、国内の冷害や猛暑など天候不順で不作になる年は、輸出分を国内消費に向ければ良い。その結果、農業の大規模化、高生産性化、高所得化、低年齢化、米価高騰の抑制、米離れの抑止をもたらすことが可能となる。

1986～1995年のGATT（関税及び貿易の一般協定）のウルグアイ・ラウンドでは、1986年～1988年における輸入実績が国内消費の3%以下の品目に関して、所定の数量までは一次関税（低い関税率）で輸入自由化し、その数量を超えたら二次関税（高い関税率）を適用する制度を合意した。当初は一次関税枠を生産量の4%迄としたが、6年間で8%迄に引き上げた。これがMA（Minimum Access; ミニマム・アクセス）＝最低輸入量制度であり、米の場合はMA米と呼ばれる。1995年からはGATTはWTO（World Trade Organization; 世界貿易機関）の協定に引き継がれ、1995年度のコメ生産量は1075万tであったので、その8%＝86万t以上をMA米とする必要がある。2024年の米生産量は735万tであり、8%の58.8万tをMA米として低税率の一次関税で輸入自由化しなければいけないが、実際には77万tのMA米を認めているので、10.5%をMA米として認めていることになる。8%はあくまで最低輸入量であるので、それ以上でも良い訳で、協定の主旨に合致している。

MA 米の用途は主食用、加工食品用、飼料用などであるが、主食用は10万tほどであり、SBS 入札「同時売買契約 (Simultaneous Buy and Sell)」方式で入札を行う。主に米や麦の輸入に適用され、輸入業者と国内の卸売業者がペアとなり、政府に対して輸入業者は売渡希望価格を、卸売業者は買入希望価格を提示し、その差額(マークアップ)が大きい順に落札者を決定して、差額は政府収入となる。この方式は売渡希望価格を引き上げて、買入希望価格を引き下げるため、政府の中間マージンを増やすが、米価高騰を抑える効果はあまりない。政府は必要経費だけを確保して中間マージンを無くし、売渡業者と買取業者を分離してできるだけ低い売渡価格の業者からの順番で落札し、それプラス必要経費の合計以上でできるだけ近い買取価格の業者からの順番で落札する方式、ないしは随意契約方式にすれば、MA 米の価格が適正化し米価高騰を抑制できる。

令和の米騒動では、主食米の供給不足に直面しているので、マークアップは上限の292円/kgに達し、応札しても落札できない業者が多数出た。そこで、当面は主食用輸入の割合を増やしてMA 米を低関税で輸入自由化する枠を引き上げることが、次の対応策となり得る。それもすぐには措置できないため、341円/kg(1705円/5kg)の高関税を払ってでもコメの民間輸入が急増した訳である。5kgで中粒種の加州米が800円、短粒種の台湾産米が1700円を1705円の高関税を払って輸入しても、それぞれ2500円、3400円ほどで小売販売できたので、小売では即完売のケースが続出した。長粒種のタイ米や中国米は約600円であり、1705円の高関税を払って輸入すると、小売価格は2300円ほどになるが、かなりサッパリした味なので炒飯やピラフ、カレーなどの用途以外では日本人の需要は余り多くはない。民間輸入ではトップ業者である大手商社の兼松、大手米卸売業者の神明は、それぞれ2万tの外米輸入を決めた。また大手小売のイオンは1.4万tの米国産加州米「カルローズ」の販売を始め、イトーヨーカ堂や西友、業務用スーパーのC&C エンドなどは加州米や台湾米「むすびの郷」などの輸入販売を始め、

ほぼ完売している。

それでもコメ不足が続いて米価暴騰を抑えることができない場合は、93年「平成の米騒動」の時のように低関税ないし無関税で大量の輸入自由化措置をすると、例えば100万tほどの輸入自由化を時限的に緊急措置としてやると、米価暴騰の抑制効果が大きい。平成の米騒動では約250万tの輸入自由化措置を緊急でしたため、相対価格の上昇は3.5%に抑えられたので、今の備蓄米制度よりは遙かに有効である。

自由競争をして輸入自由化すると、アメリカ産の短粒種コシヒカリや中粒種の国寶ローズやカルローズ、その他の長粒種など、世界中のどの品種でも自由に国民が食べられる自由経済システムに改善し、国民は世界中の様々な品種のコメの味比べや値段比べをできる消費者主権を確立すれば、消費者主権の原則が満たされ、日本の主食生活は大幅に改善するであろう。輸入自由化をすれば備蓄米制度の必要は薄れるが、すぐには完全自由化が難しい期間においては、備蓄米制度を部分的に維持してコメの需給と価格を安定させる必要がある。JAcom(2025)などによれば、小泉前農水相の思い切った備蓄米放出政策により合計約64万tの在庫が放出され、20年産の15万tや21年産の12万tなどが残り、底を突き始めた。そこで、20万tずつ5年間で100万tの備蓄米を回復する必要がある。反面で国産米から備蓄米を確保する方法は、その分だけ必ず国産米の供給不足をもたらすので、コメの「需給や価格の安定」と定める食糧法の目的に違反することになる。食糧法第1条では「輸入」による対応も認めているので、MA 米の枠外で外国産の短粒種ジャポニカ米、国寶ローズやカルローズなどの中粒種(ジャポニカ米と長粒種との混合種)を輸入して備蓄する方法を検討することが望ましい。更には、山下一仁(2025a)が主張するように、品種改良で国際競争力のある品種を育てて積極的に輸出をすれば、国内で米不足が生じる時には輸出米を国内向けに振り向ければ、無償の備蓄になり得る。

以上のことを総合的に考慮し分析すると、鈴木雄太(2025)が指摘するように、「米価の先

行きが不透明感を増す中、将来の稲作をどう描くのか。そのために国民が納得できる米価の落としどころはどこなのか。大局的な視点で、丁寧な議論が求められている。」

## 6. 鈴木農水相による減反政策への逆戻りと米価暴騰の加速

石破内閣、小泉農水相による備蓄米放出政策により直接的に、実質的に減反を廃止して増産に転換する政策により間接的に、図2や図8の通り、備蓄米のブレンド米も銘柄米も全体でも平均価格は、25年7月末までは下がり続けた。しかし、そこがボトムであり、それ以降は逆に上昇に転じている。25年9月以降は25年産の新米が出始めて、供給量が増えてきたにも拘わらず、銘柄米も全体の平均も暴騰が再発している。特に鈴木農水相が就任した10月下旬からは米価暴騰が加速して、図3の通りスーパーでの平均価格(日次)は11月8日には5kg 4500円の最高値を記録した。コシヒカリなど銘柄米は、5kg 5000円~9000円と更に値上がりしが激しい。

こうした背景には、幾つかの原因がある。第1に、25年3月から江藤元農水相が古米の備蓄米放出をしたが、価格を吊り上げる最高額入札制により最も高値で、約9割を集荷業者のJAが落札した。市場価格が下がると、売却損を回避するため、売り惜しみをせざるを得ない状況となり、出荷が非常に遅れて未放出分がかなり残存している。また、1年後には買い戻す契約もしたため、備蓄米の流通は中々進まなかった。よって「需給と価格の安定のため」と言う食糧法の本来の目的を達成できなかった。

第2に、25年5月からの小泉農水相による古古米、古古古米などの備蓄米放出は、適正価格の算定に基づく随意契約制を取り、対象業者を小売業者にも条件付き申込み制で拡大したため、即効性あって備蓄米は5kg 1790~1980円まで値下がり成功させた。96万tの備蓄のうち約64万tが放出され、備蓄在庫が32万tと少なくなったので、「需給と価格の安定のため備蓄の機動的運営をする」と定める食糧法の本来の目的をほぼ達成できたと言える。

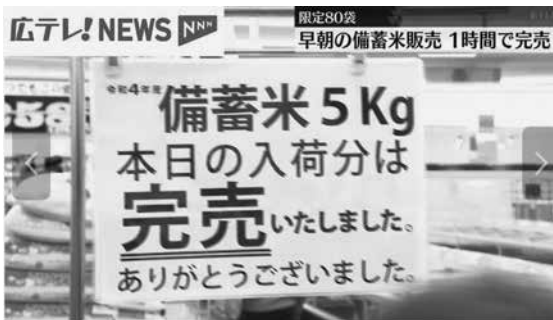
第3に、25年度は24年度を更に上回る観測史上最高の猛暑で、下粃の2~3割が不良である場合もあって、玄米ベースでは増えても精米ベースでは生産量・供給量が不足すると懸念された。そこで、JAなど集荷業者の多くが集荷量を確保しようとして、表1の通り8月の新米の早場米の段階で農家への出荷仮渡し金=米概算金を前年の60kg 18000円から28000円へと史上最高値に設定し、56%も吊り上げたことが挙げられる。これは正にJAなど集荷業者による独占力に基づく米価吊り上げと言える。そのため、ふるさと納税や冠婚葬祭返礼品のカタログ・リストでは米価が高額となり、調達不能で品目リストから米が削除された。

2005年以降の過去20年で、50%以上の米価暴騰が起こった異常事態は、概算金では2008年のリーマン・ショック、2011年の東日本大震災と、2025年の令和の米騒動の3回だけで、相対価格でも卸売価格でも小売価格でも今回の令和の米騒動が初めてである。2011年の大震災を除き、それらの全てに共通する最も重大な原因は、農林中金の連結利益の大赤字であり、それを補填するためJAが5割以上も米価を吊り上げ、農家やJA農協の懐を大幅に温めてJAバンクや農林中金の赤字補填を試みたと見られる。この事実を指摘しているのが、山下一仁(2024)と飛岡健(2025)であり、3節の統計的実証分析でも検証された。

第4に、25年10月21日に就任した鈴木農水相が就任早々、農水省の農水族出身であることを山形産の米に喩えて「はえぬきです」と自慢し、「米価暴騰をしても備蓄米放出はしない」と言明したため、米価を更に暴騰させて拍車を掛けた。食糧法=「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律」第2条では「米穀の需給及び価格の安定を図るため、備蓄の機動的運営を行う」と定めるから、需給の不安定でも価格の不安定でも著しい場合は備蓄の機動的運営をする法的責任がある。よって、鈴木農水相のこの発言は、食糧法第2条違反の嫌疑が生じる。

そのため、米価は昨年度以上に暴騰を続け、図3の日次データではスーパーの平均小売米価は11月8日に5kg 4500円と史上最高値を記録

図9 スーパーやコンビニの米商品棚（備蓄米と外米は完売、銘柄米は山積み）



（出典）日テレ NEWS から引用。umakameshi.com から引用。

した。余りの米価暴騰に嫌気をさして、国民は残存した備蓄米や安価な加州米や台湾米など輸入米に購入を向けて、店頭に並ぶとたちまち完売となる一方で、国産銘柄米の新米からは米離れが起こり、商品棚や在庫には銘柄米が山積みとなった。その米離れによる在庫山積み＝超過供給を鈴木農水相は「米は潤沢です」と勘違い・錯誤をして、「米需要に対して供給量は足りているから増産政策を止めて減反政策に戻す」という時代錯誤の逆戻り方針を宣言した。JAが概算金や相対価格など25年度には5割以上も米価吊り上げをしたことに対して、鈴木農水相は、「価格には手を付けない」とか「マーケットに任せる」と言って追認し、米価暴騰を維持・促進する政策を打ち出したため、平均米価を5kg 4500円にも暴騰させ、銘柄米の暴騰は5000円～9000円（南魚沼産コシヒカリなど）と更に激しい。市場が完全競争市場であれば任せても良いが、独占市場の場合には独禁法第3条に基づいて独占的市場支配力の行使を阻止する法的責任がある。

JAなど集荷業者による恣意的な独占力に基づく米価吊り上げや鈴木農水相によるその追認・放置は、米価暴騰を更に加速し長引かせ、「令和の米騒動」を深刻化させている。主食とは言っても、余りに激しい米価暴騰に対して国民は嫌気をさして、国民の銘柄米離れを加速し、米需要が減退し、銘柄米の在庫急増と供給超過をもたらし、結局は米作農業を衰退させる因果関係がある。図6で言うと、独占力によって $p_5$ へ米価吊り上げをすると、均衡点は $E_3$ から左上

方へシフトし、需要が減って米離れする。そのため、大きな超過供給 $E_5F_5$ が発生し、集荷業者や卸売業者や小売業者の在庫保有が山積みとなる。他方で、図9の通り5kg 1790～1980円の備蓄米や2500～3490円の外米は即完売で、スーパーやコンビニの商品棚は空になる。

しかし、鈴木農水相は銘柄米の在庫急増の正しい原因を全く理解できずに、「米は潤沢です」、「米需要に対して供給量は足りているから増産政策を止めて減反政策に戻します」と勘違い・錯誤をし、時代錯誤の減反逆戻り政策を頑迷に主張し、更には法制化までしようとしている。国民がどのような米を求めているか全く理解できず、単に農水族やJAの既得権益を守るためJA保有のコメを高値のままで売りつける方針しか視野にない。これでは更に国民の米離れを加速し、米作農業を零細化、低生産性化、低所得化、平均年齢69歳を更に高齢化、米価高騰化を促進して、米作農業を衰退させる効果を強める。逆に、米国など農業先進国のように機械化大農法や品種改良を積極的に導入して、大規模化、高生産性化、高所得化、青年が農業を受け継ぐ若年化を推進し、競争力がある銘柄米は輸出振興して、農業を再興させる有益な農業政策に転換する方が遙かに効果的と言える。

正常で公正な競争市場では売り手はなるべく高値で売ろうとし、買い手はなるべく安値で買おうとして値段交渉をする。供給超過があれば、売り手は在庫を一掃するために値段を下げるので、正常な市場機構では価格が下落し、需要が増えて、需給均衡点へと導く。逆に超過需要が

あれば、価格が上昇し、供給が増えて、需給均衡へ向かう。それが「需要供給の法則 (the law of supply and demand)」である。商品、金融、為替などの現在の売買は現物市場 (spot market)、数ヶ月先や1年先の先渡取引 (forward contract) は先渡市場 (forward market)、先渡取引を伴わずに数ヶ月先や1年先の売買契約をして差金決済だけをするデリバティブ市場は先物市場 (futures market) という。実は世界最初の先進的な先物市場は、1730年に大阪堂島で公許された堂島米会所であり、先物市場の先駆けとなった。堂島は日本の米取引の多くが集まる中心市場であり、現物市場としても先物市場としても以後200年に亘って栄えた。ところが1939年には戦争により閉鎖され、政府が米市場に介入して直接統制をする食糧管理法(食管法)を導入した。

1990年には入札による市場価格の形成を促すため、自主流通米価格形成機構が設立されたが、1995年に食糧管理法が廃止されて「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」が施行されると、自主流通米価格形成センターへ改組された。ところが2004年の食糧法改正により、同センターへのJA全農の上場義務が廃止されたため、米価を高く維持したいJA全農は、卸売業者との相対取引に移行した。その結果、JA全農の相対取引が優勢となり、自由な入札制の同センターは2011年には解散に追い込まれ、JA全農が集荷業界で独占的市場支配力を行使するようになった。先進的な自由競争市場である現物市場も先物市場も日本の米市場では封殺され、独占市場に変質した。今ではシカゴ商品取引所の先物取引が、先物価格の適正化の役割を担っている。山下一仁(2025a)は日本では「自由な市場経済は否定された」と批判する。よって、鈴木農水相が「マーケットに任せよ」と主張しても、自由競争市場ではなく独占市場に任せるのは有害であり、独禁法第3条違反の嫌疑が生じる。

まさに2025年現在の米市場では、供給超過があっても価格が下がらないことは、独占的市場支配力によって、市場機構が本来の正常な働きを阻害されていることの証拠である。3節の

厳密な統計的計量分析でも、それが実証的に証明された。正常な市場を阻害している独占的市場支配力は、まさにJAなど集荷業者の恣意的な米価吊り上げと鈴木農水相によるその恣意的な追認・促進であり、独禁法第3条に違反する嫌疑がある。

そのため、パン、ラーメン、うどん、そめん、スパゲティ、パスタ、蕎麦など他の米穀類への需要は増えて、米離れが進んでいる。クロス・マーケティング・グループ(2025)の25年6月の調査では、約8割がコメの価格高騰を実感し、3人に1人がコメ消費を減少させ、パンやうどん、パスタの消費が増加したと報告している。帝国データバンク(2025)も「2025年1-10月に発生した「製麺所」の倒産は4件にとどまり、過去10年で最少ペース。コメ高騰を背景にラーメンやうどんなど麺メニューを増やす飲食店が増加したほか、家庭向けでもパスタや中華麺の需要が増加し、安定的な受注を確保した。一方、コメ高騰による麺への需要シフトは一時的なものとなる可能性もあるなかで、エネルギーコストや人件費の増加に直面し、価格転嫁が難しく減益や赤字のケースも。付加価値の高い商品開発が今後の課題となる。」と報告している。

蕎麦以外のそれら麺類の原料となる小麦の輸入依存度は約84%であり、ますます食料自給率を低め、食料安全保障のリスクを高める。よって独占的市場支配力によって米価を吊り上げる米価暴騰を追認・加速し、米離れを促進する鈴木農水相の復古策は、独占禁止法第3条違反の嫌疑があるので、適正な是正が必要である。

備蓄米放出がほぼ終わりに近づくと、図6の通り、供給曲線は $S_3$ から $S_2$ へ逆戻りし、供給量が減って価格が上昇するが、25年産新米の早場米が多めに出てきたので、その分供給量が $x_3$ 以上に増えて価格が $p_3$ から下がる筈である。ところが鈴木農水相が就任してからは、図6で価格は $p_3$ より高値の $p_5$ で高止まりして、太線の超過供給⑤が発生している。それどころか更に $p_5$ 以上に高騰を再開する一方で、スーパーや中間業者の売れ残りや在庫=超過供給が大幅に増えているのが実情である。自由競争市場の需給

調節機能が正常に働けば、超過供給は必ず価格下落をもたらすが、逆に価格上昇をもたらしていることは、正常な市場の需給調節機能が働かず、業者や政府による独占的市場支配力が働いている証拠である。マーケットが独占的市場支配力によって正常機能していないにも拘わらず、鈴木農水相が「マーケットに任せよ」と言うことは、自己矛盾であり、独占的市場支配力の行使を追認し推奨するので、独禁法第3条違反の嫌疑があるため、適正に是正する必要がある。

25年には生産者米価＝米概算金を28000円/60kgと56%も吊り上げて史上最高値で指定したJAなど集荷業者、およびそれを高値の相対価格で買い取った中間の卸売業者は、その買取価格より市場米価が下がると売却損が生じるため、何としても高値の米価を維持しようとする。よって、売り惜しみをせざるを得ず、その分だけ在庫保有が増える。高値の卸売価格で買い取った小売業者も、その価格より小売米価が下がると売却損が生じるため、何としても高値の米価を維持しようとするので、売り惜しみをせざるを得ず、その分だけ在庫保有が増える。表1から明らかな通り、米価暴騰をした2024年度には民間在庫が39万tも減少し、需要過剰で供給不足であった。しかし、25年度には民間在庫が逆に19万tも増えて超過供給になっているにも拘わらず、米価暴騰が再発し加速している。正常な自由競争の市場機構ではあり得ないことである。正常な市場機構では、超過供給があれば価格が下落し、需要が増えて、新たな需給均衡点へ向かう。つまり、自由競争による正常な市場機構ではなく、超過供給があっても価格を吊り上げる独占的市場支配力が働いている証拠である。3節における実証分析でも厳密にそれが証明される。その独占力とは、JAなど集荷業者による米価吊り上げであり、その吊り上げを追認・推奨する鈴木農水相の吊り上げ維持政策であり、独禁法第3条違反の嫌疑がある。備蓄米を5kg1980円の安価で放出すれば、全体の平均米価は3542円まで下がったことは、小泉農政によって既に実証された。「米価暴騰があっても備蓄米を放出しない」と独占力に基づく米

価暴騰を維持・擁護するのは、食糧法第1条及び第2条の違反だけでなく、独禁法第3条違反の嫌疑もある。よって、独占的市場支配力による米価吊り上げを禁止し、減反・貿易制限の保護政策ではなく増産・貿易自由化の自由競争政策に転換し改革しない限り、「令和の米騒動」は収まらず、農家も国民も大変な迷惑や被害を受ける。

しかし、いつまでも高値吊り上げ政策によって売り惜しみを続けても、超過供給があるにも拘わらず米価高騰が続くため、国民は益々嫌気がさして米離れを加速し、売上自体が激減するので、いずれは売却損を覚悟で値下げせざるを得ない時が来る。26年8～9月には新米が出始めるが、25年産の大量の在庫を抱えたままではそれが古米になるため、損切り覚悟で売却せざるを得なくなる。それが一挙に加速すると、米価大暴落をもたらす危険性がある。実体価格を大幅に上回る米価バブルの崩壊である。既に25年12月にはアイリス・オーヤマや西友、ドンキホーテなど大手小売店が銘柄米を5kg3000円台に値下げして販売を始めた。26年3月末には埼玉県のスーパーではコシヒカリを5kg2980円に大幅値下げした。さらに26年6月にはドンキホーテでは、コシヒカリ、あきたこまち、にじのきらめきを5kg2980円に、まっしぐらを4kg2380円に値下げした。

アメリカでは1920年代のフーバー景気で实体经济を遙かに上回る株式バブルが生じたが、1929年の金融引き締めを契機にバブルは一挙に崩壊し、株価は大暴落して、世界大恐慌を招いた。日本では1980年代後半のバブル景気は、1989年の消費税導入や金融引き締めにより1990年には一挙にバブル崩壊し、株価は大暴落して、平成長期デフレ不況に突入した。2023年からの米価高騰・暴騰＝「令和の米騒動」は、まさにそれらのバブルに類似した面を持ち、26～27年には一挙にバブル崩壊して、米価大暴落や農業不況をもたらす危険性がある。古来より「過ぎたるは及ばざるが如し(Too much is as bad as too little.)」という格言があるが、実態から大きく膨らみ過ぎた米価暴騰バブルは、均衡価格に及ばざる価格暴落を引き起こす危険性

がある。

すると、生産性上昇がないにも拘わらず農家所得を引上げ・保障する目的で市場価格を吊り上げようとする独占的市場支配力及び鈴木農水相による高値維持政策は、いずれは破綻する恐れがある。所得や賃金は労働の限界生産力＝生産への貢献度への対価であるので、所得増加を図るためには労働の限界生産力・労働生産性を上げることが正道であり、鈴木農水相のように減反による供給制限で価格吊り上げをすることは、市場経済の正道に反するもので、市場経済の正常機能を損ねる。農家の所得保障を意図する減反政策や高値吊り上げ政策は、農業の零細化、低生産性化、低所得化、高齢化などの重大な失敗をもたらしてきたので廃止して、石破内閣や小泉前農水相が打ち出した減反廃止と増産政策によって、農業経営の大規模機械化、高生産性化、高所得化、青年が農業を継ぎたいと思う若年化、優良品種改良と輸出自由化を推進・促進していくことが、市場経済の正道であり、日本の農業を再生する道である。それがまた農産物の効率的な増産や輸出自由化・輸入自由化を促し、食料自給率を高め、食料安全保障を高める長期戦略を有効化する。山下一仁（2025a）は「平時の輸出は、財政負担の必要がない無償の備蓄の役割を果たす」と指摘する。

上述のように、1993年の「平成の米騒動」の重大要因となった冷害は、1991年のフィリピンのピナツボ山噴火により火山灰や成層圏エアロゾルが増大し、数年に亘って太陽の日射が遮られ、地球の平均気温を下げたこと、日本ではオホーツク海高気圧が高まり太平洋高気圧が弱まる大気循環異常をもたらしたこと、梅雨が長引き、平年より2～3度低い冷夏となり、日照不足が重なったことなどが、原因として指摘されている。また2024～25年の「令和の米騒動」は、地球温暖化に加え太陽黒点活動極大期などによる史上最高の猛暑に起因しながらも、JAなど集荷業者による独占的市場支配力による価格吊り上げ、買占め売惜しみ、農林中金の1.8兆円の巨額赤字を埋め合わせるための価格吊り上げ、急激な円安のため外国人観光客によるコメ需要の急増など複合的要因が作用していた。今後も

同様な、ないしはもっと過酷な事態は十分に発生する可能性があるので、旧来のように硬直的な減反復古政策に逆戻りすることは、そうした非常事態に対する弾力的な対処を不可能とし、「米騒動」を再来・激化させる危険性が非常に高い。Royal Astronomical Society（2015）は、太陽黒点活動は2025年の極大期の後、その反動で2030年頃には60%も低下する極小期を迎え、17世紀のマウンダー極小期に似てくると、97%の確率で予測している。小氷期に迄は至らなくても冷害による「米騒動」が再発生する危険性是有り得る。既得権益団体の目先の利益のみを優先する減反復古農政では、そうした気候大変動に対する適応力や耐久力が全くないため、破綻せざるを得なくなる。石破前総理や小泉前農水相、山下一仁（2025a）などが提唱するように、単なる「延命」のための終活保護政策としての減反政策を廃止して段階的に増産・貿易自由化政策に転換し、高い関税障壁を撤廃し、毎年100万tの米輸出自由化をすれば、それが非常時の無償の備蓄制度となり得る。農政は自由競争の市場機構を前提としながら、長期的な食料自給政策や食料安全保障を慎重に考慮する必要があり、それを欠いた硬直的な復古農政は重大な破綻をもたらす危険性がある。

鈴木農水相・高市内閣の硬直的な減反復古政策、米価吊り上げ政策など異常な市場介入政策は、過去の農水族が進めて来た時代錯誤の逆戻り政策、単なる「延命」のための終活保護政策であり、長期的には農業を零細化し、低生産性化し、低所得化し、平均年齢69歳以上に高齢化し、青年に農業を継ぎたくないと思わせ、米価高騰や米離れを促し、米作農業を衰退化させ、食料自給率を低め、食料安全保障を劣化させる危険性を高める。

また農家所得の保障のために農業保険の拡充が検討されるようになったが、農家の過去の財務データを使って個別に基準収入を算出し、それを下回る場合には減収の差額を農家に支払う制度である。神門善久（2025）は「これは保険型と呼ばれる農業補助金の一種」であり、「脆弱な農業者の増産意欲をかきたてるが、農業の本質を見誤った政策ではないか」と疑問を呈する。

基準収入を超えると保険金はもらえずに保険料は掛け捨てになるので、基準収入以上に増産をする誘因は働かない。

## 7. 「お米券」は米価暴騰を抑制できるか？

化石燃料の燃やし過ぎによるCO<sub>2</sub>排出量の趨勢的增加に加え、2025年度は11年周期の太陽黒点活動極大期が重なったため、史上最高の猛暑となり、8月5日には群馬県伊勢崎市では41.8度の日本最高気温を記録し、同日にアメリカのデス・バレー（死の谷）では53.3度を記録した。そのため農業への打撃も大きく、不作が懸念されたが、表1の通り、玄米ベースの作況指数は102と昨年度の101よりやや上向き、生産高は747.7万tと昨年度の734.6万tより13.1万t増加する見込みである。そのため8月新米出荷前段階の民間在庫は、83万tと前年の65万tより18万t増加した。

24年度に比べて25年度には、JA農協等の集荷業者が農家に支払う概算金（生産者米価、出荷価格）を28000円/60kgと前年度の18000円より10000万円も高く、実に56%も史上最高の吊り上げをした。そのため、集荷業者と卸売業者との取引価格である相対価格は24597円から36895円と50%も暴騰し、卸売取引価格は30000円から37058円と24%も暴騰したが、小売価格は5kg4285円から4500円と史上最高値を記録したものの、上昇率は5%に留まっている。銘柄米の暴騰は更に激しい。24年度は需要増加に対して供給不足が著しく、39万tも民間在庫が激減して米価暴騰した。しかし、25年度は最初の出荷米価（概算金）が56%も暴騰したため、流通の各段階でも暴騰が引き起こされて、国民が嫌気をさして米離れが激化し、銘柄米への需要が減少したため、供給超過が発生して18万tもの在庫増加が起こった。ところが、スーパーの商品棚では1790～1980円/5kgの備蓄米や2500円/5kgの加州米は瞬く間に完売で、棚には何も残っていない。銘柄米だけが異常に売れ残って超過供給となり、山高く積まれている。

正常な自由競争市場では超過供給があれば、必ず価格は下がり、需要は増えて均衡点へ向か

う。超過供給があるのにも拘わらず値上がりを続けるのは、JAなど集荷業者が独占的市場支配力を行使して、56%も米価を吊り上げたことが、発端となった。図6やそれを拡大した図11の比較静学を用いて説明すると、外国人観光需要の増加により需要曲線はD<sub>1</sub>へ上方シフトし、小泉前農水相による備蓄米放出政策で供給曲線はS<sub>2</sub>からS<sub>3</sub>へ右下方シフトした。備蓄米が底を突き始めると供給が減って供給曲線はS<sub>2</sub>へと戻るが、作況の良い25年産新米が始めると供給曲線はまたS<sub>3</sub>へと戻る。JAなど集荷業者は最初に25年産新米の概算金を28000円/60kgに56%も史上最高値で吊り上げて設定したが、p<sub>5</sub>の価格であり、そこから横線を引くと、F<sub>5</sub>F<sub>6</sub>=S<sub>2</sub>-D<sub>1</sub>の超過供給が発生した。新米の供給が増えると供給曲線はS<sub>3</sub>へと戻るが、p<sub>5</sub>の価格のままだと超過供給はF<sub>5</sub>F<sub>7</sub>=S<sub>3</sub>-D<sub>1</sub>へと増える。

自由競争市場であれば、超過供給が発生した場合は、必ず価格が下落して需要が増えて、均衡点はE<sub>3</sub>へ更にはE<sub>4</sub>へ、均衡価格はp<sub>3</sub>へ更にはp<sub>4</sub>へ向かうはずである。その調整が起こらない原因は、集荷業者が独占的市場支配力を行使してp<sub>5</sub>の高値に吊り上げをしているからである。これは独占禁止法第3条に違反の嫌疑があるため、公正取引委員会は是正措置を講じるべきである。山下一仁（2026）によれば「公正取引委員会の局長発言によれば、これは独占禁止法第22条の協同組合が適用除外になるカルテルではなく、その適用が及ばない「不当に対価を引上げる」場合に該当する。」よって「コメ価格の決定に大きな影響力を持つJAは在庫を増やすなどして価格を吊り上げており、独占禁止法に反するのではないか。物価高対策のためにも、公正取引委員会は厳正に対処すべきだ」と指摘する。それどころか鈴木農水相は、上記の自由競争市場メカニズムを理解できず、「マーケットに任せよ」などと吹聴して、独占的価格支配力の行使による米価暴騰を追認し促進している。マーケットが自由競争であればそれでも良いが、3節の実証分析でも証明されたように独占的価格支配力を行使している状態では、それを追認し奨励する結果となるため、鈴木氏

図 10 全米販のおこめ券



(出所) 全米販が発行。

(注) 以前は表面に 1 kg と記載し、裏面には販売価格が 500 円 (引換え価格 440 円) と記載。新券では表面に 440 円券、「転売禁止」と記載し、「有効期限：2026 年 9 月 30 日」とも追加で記載。

図 10B JA 全農のおこめギフト券



(出所) JA 全農が発行。

もやはり独禁法第 3 条違反の嫌疑が生じる。

食糧法 = 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第 1 条では「主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的と定め」、第 2 条でも「米穀の需給及び価格の安定を図るため」と明確な目的を定め、備蓄の機動的運営を行うと定めている。よって、鈴木農水相が 25 年 10 月 22 日の就任会見で、「米価暴騰をしても、備蓄米放出はしない」と断言したことは、食糧法第 1 条と第 2 条に抵触し、違反する嫌疑がある。それに代わって「物価高対策として、おこめ券などによる補助で対応できる」との考えを表明したが、「マーケットに任せよ」と言ったことと自己矛盾する。

伊藤亮司 (2025) は「食糧法体制のもとでは、そもそも価格は「市場に任せる」ことが (良くも悪しくも) 原則である。であるならば、現下の「高騰」は需給を反映した当たり前の現象にすぎない」と非常に不正確で根拠のない強弁をするが、食糧法では「市場」という用語は一切使わず、「市場に任せることが (良くも悪しくも) 原則である」と言う原則も一切書いてないので、食糧法に違反する。公文書である食糧法に一切書いてないことを恰も書いてあるかの如く偽造した文書を書く、違法な嫌疑が生じる。食糧法の第 1 条と第 2 条では上記条文の通り「主要食糧の需給及び価格の安定を図るため備蓄の機動的運営をする」ことが最大の目標であるので、「価格高騰や価格暴騰」を安定させるよ

うに備蓄の運営政策を実施する必要がある。銘柄米の在庫が山積みで備蓄米や外米が即完売するにも拘わらず、銘柄米の米価暴騰が加速している異常な現象に対して、「現下の「高騰」は需給を反映した当たり前の現象にすぎない」と強弁し、何の理論的・実証的な証拠もなく、「当たり前の現象」などと故意に暴騰を擁護・推奨することは独禁法 3 条違反の嫌疑が生じ、食糧法第 1～2 条違反の嫌疑も濃厚となる。こうした伊藤亮司 (2025) の事実と異なる虚偽は、本稿の現状分析や経済理論的分析、統計的な実証分析によっても反証される。

市場が完全競争市場であれば「市場・マーケットに任せよ」と言うことは可能であるが、独占的市場支配力を行使して米価の高騰や暴騰をさせる独占市場である場合は、「市場・マーケットに任せよ」と言って独占力の行使を擁護・推奨することは、食糧法第 1 条・第 2 条違反に留まらず、独禁法第 3 条にも違反する嫌疑がある。よって適正な法的措置を講じて、是正する必要がある。仮に完全競争市場であっても市場機構が「市場の失敗 ; market failures」を有する場合には、政府の政策的介入によって是正する必要が生じる。

鈴木農水相の「お米券」の発想は、「マーケットに任せよ」と言って米価暴騰を放置・推奨する一方で、米価暴騰が続くと米を買えなくなる人が非常に多く出てくるため、税金を使って「お米券」と言う紙の金券を配布する需要喚起策でマーケット介入をし、高値のまま買えるように

救済してあげるといふ自己矛盾を犯している。よって、最初から食糧法や独禁法にも市場原理にも違背する嫌疑がある。

また、米価暴騰が国民の米離れを加速し、麺類やパンに主食の比重を移行させていくことについては、全く無策で放置する。朝食はパン類、昼食は麺類、夕食は米類などとほぼ分散する傾向は次第に強まり、原料から見ると、圧倒的に小麦への依存度が高まりつつある。しかし、小麦の自給率は嘗ての約100%から現在は僅か16%に趨勢的に低下しており、輸入依存度は84%に上がっている。輸入依存度の低い米の消費比重を低め、輸入依存度の高い小麦などの米穀類の消費比重を高める鈴木農水相の米減反復古政策は、食料自給率や食料安全保障を高めるといふ農業政策の国家戦略・国家目標に対しては違背している。

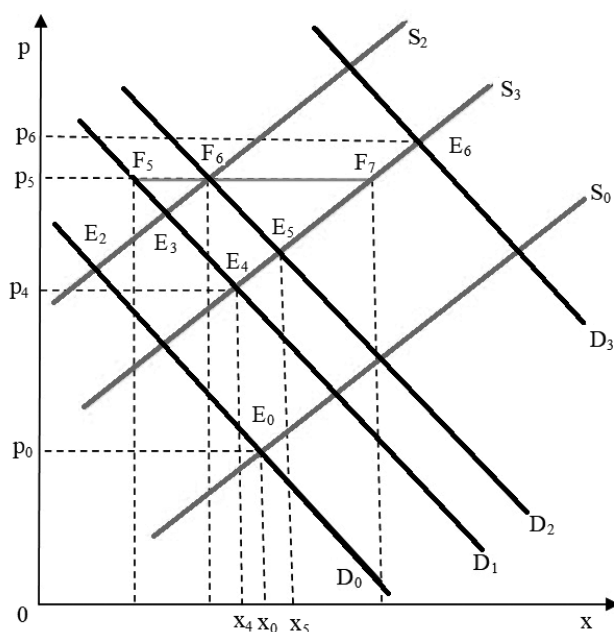
「おこめ券（全国共通米穀券）」は、1983（昭和58）年に、民間の米屋（米穀店、米小売業者）の全国組織である全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）を発行主体として導入され、主に贈答用や企業の福利厚生用の商品券として流通するようになった。日本経済の成長や人口増加に伴って、食生活が和食だけでなく中華や洋食にも多様化し、主食の米穀類はコメだけでなく麺類やパン類にも多様化したため、コメの需要も供給も長期的減少傾向を辿った。そこで政府はコメの減反政策（作付調整）を段階的に進めて、過剰生産や超過供給が米価下落や農家所得の低下をもたらさないように保護政策をとった。民間のお米券は、それに歩調を合わせて超過供給をもたらさないように、需要を下支えする需要喚起策として導入された。取扱販売店は全米販の加盟店である米屋やJA農協が窓口となる。500円券、1000円券などがあるが、経費率が12%と異常に高いため実際には440円、880円のコメしか買えない。こうした異常に高額な経費率が罷り通っていることは、ギフト券としての「お米券」の市場が完全競争市場ではなく、全米販やJA全農が独占的市場支配力を行使している証拠である。お米券の経費としては、全米販やJA全農が負担する紙代、印刷代などの製造費、発行費、管理費などの他に、加盟店や

JA農協など取扱店が負担する販売取扱手数料があるが、負担割合は公表されていない。また、一部の金券ショップではお米券の買入や再販売をしており、一部の小売店ではお米以外の商品の販売でもお米券を使えるようにしているため、米の需要喚起策としてお米券が有効である訳ではない。

通常のギフト券や金券は、ほぼ完全競争市場であるため、額面1000円であれば1000円の購入ができる。小売店の手数料率は1~3%で小売店が負担し、印刷費、流通費、管理費などは発行主体が負担する原則である。コメ市場は完全競争市場ではなく独占的市場支配力が作用しているため、「お米券」は額面1000円でも実際には880円しか購入できず、額面500円でも440円しか購入できず、12%もの高額経費率は独占的市場支配力によって消費者負担に押しつけている証拠である。鈴木農水相はJA全農や全米販と協議して税金4000億円も使ってその高額な経費率12%の480億円をJA全農や全米販に回して彼等の利得にする一方で、無理矢理に消費者負担に強要するため、独禁法3条違反となる嫌疑がある。まさに山下一仁（2024）や豊島典雄（2025）が指摘する通り、農協―農水族―農水省の「鉄のトライアングル」が独占的市場支配力を行使した嫌疑がある。

鈴木農水相とJA全農が相談・協議をして、JA全農は「おこめギフト券」の新券を2026年1月に発行して、表面に440円券と記載し、転売禁止とし、更に有効期限2026年9月30日とも追加で記載する。しかし、米を購入する際に、住所や氏名などを記入しなければ、誰が使用したか全く特定できないので、ギフトショップや金券ショップでの転売は起こりうる。事実、米を余り食べない人がおこめ券を買っても意味がないので、必要な需要者に転売の方が合理的である。また、有効期限を26年産の新米が出回る頃に設定したのは、何としてでも25年産米の高値の過剰在庫を、高値のまま一掃することが目的だからである。よって、全米販のおこめ券はこれらの追加記載がないので、農水省はそれを推奨しないで、JAのおこめギフト券だけを推奨する可能性がある。そこで同じ目的を遂行する

図 11 お米券の需要喚起効果の比較静学分析



- (注) ①概算金を  $p_5$  へ吊り上げたため超過供給  $F_5F_6$  が発生。  
 ②お米券で  $D_2$  へ需要喚起によって、高値  $p_5$  のまま超過供給  $F_5F_6$  を吸収する。  
 ③  $p_5$  のまま作況の良い新米が出始めたため超過供給が  $F_6F_7$  へ増大。  
 ④お米券を 4000 億円分使えば超過供給  $F_6F_7$  は吸収され、更に均衡点は  $E_6$  へシフトして米価は  $p_6$  へ吊り上げられる。  
 (出所) 筆者作成。

ため、全米販のおこめ券にも同様な有効期限の追加記載を行った。

図 6 とそれを拡大した図 11 により、お米券の需要喚起効果を比較静学分析してみよう。25 年 9 月からの銘柄米の新米に対して、JA は概算金（生産者米価）を 60 kg 28000 円という史上最高値に 56% も吊り上げた。それが  $p_5$  点であり、価格は  $p_5$  に暴騰したため、米離れが起こって需要は激減し、この独占価格の元で  $F_5F_6 = S_2 - D_1$  更には  $F_5F_7 = S_3 - D_1$  の超過供給が発生している。完全競争市場であれば、超過供給は必ず価格下落をもたらして、需要曲線  $D_1$  と供給曲線  $S_2$  の均衡点である  $E_3$ 、更には  $D_1$  と  $S_3$  の均衡点である  $E_4$  へ戻る。しかし、独占市場では、独占的市場支配力により独占価格は下落せず、 $p_5$  のまま維持されるため、前年より米価暴騰しているに

も拘わらず、需要が激減して、超過供給が発生したままとなっている訳である。

鈴木農水相が「米価暴騰をしても備蓄米放出はしない、お米券で対応する」と言うように、お米券により最大で 4000 億円分の米の需要が追加される場合には、需要曲線は  $D_1$  から  $D_2$  へ更に右方シフトし、均衡点は  $E_4$  点から  $E_5$  点へ移るが、米価は暴騰したまま  $p_5$  に維持されると、超過供給は  $F_6F_7$  へ増えても、需要喚起効果による吸収できる。そのみならず、需要曲線が  $D_3$  まで右方シフトすれば、均衡点は  $E_6$  点へ移り、更に米価は  $p_6$  へ値上がりすることもあり得る。

25 年度の政府の「物価高・食料品価格高騰対策」の一環として、自治体に交付される「重点支援地方交付金」（地方交付金枠）の拡充枠の総

額は2兆円であり、そのうち食料品価格の高騰対応の「特別枠」として4000億円を確保すると言うが、お米券はそのまた一部である。仮に「特別枠」の4000億円全額がお米券に使われると、5kg 4500円の銘柄米は、44.4万t買えるので、需要曲線はD<sub>2</sub>からD<sub>3</sub>へ更に右方シフトする。しかし、経費率12%の480億円は全米販やJA全農へ落ちるので、実際に買えるのは3520億円、39万tである。25年8月の民間在庫は19万tであるので、在庫は一掃して米価はp<sub>5</sub>からp<sub>6</sub>へ更に暴騰へ向かう。よって、お米券は暴騰米価のまま需要喚起で超過供給を吸収させるだけで、米価暴騰を抑制する効果は何もないので、政府の「物価高・食料品価格高騰対策」の一環であるにも拘わらず、「物価高・食料品価格高騰対策」にはなり得ない。鈴木氏は25年10月22日に「物価高対策はお米券で対応できる」と記者会見で公言したが、事実と異なることを言って公金を流用するならば、違法行為の嫌疑が生じる。そもそも鈴木農水相は最初から「価格には手を付けない、マーケットに任せる」と明言したので、「物価高・食料品価格高騰対策」の4000億円をお米券に流用して、高値維持のために市場介入すること自体が、事実と異なる虚偽を言って巨額の税金を流用する違法行為となる嫌疑が生じる。

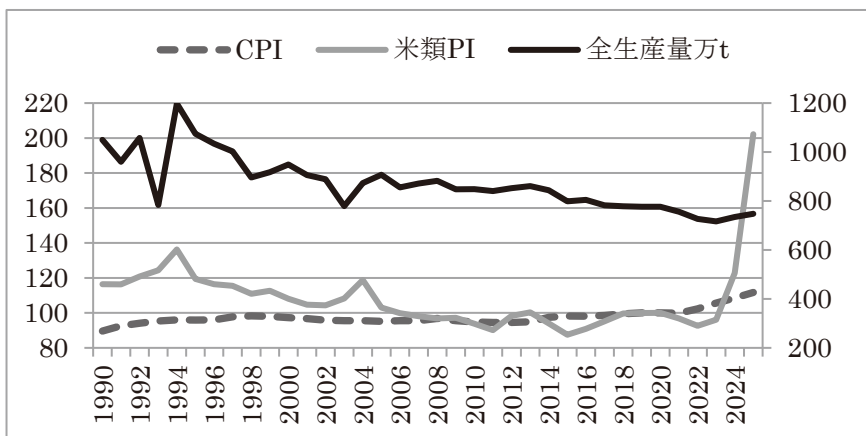
実際、鈴木農水相が推奨したお米券は、手数料率が12%と異常に高くそれがJA全農や全米販に落ちること、事務コストや郵送費などの手間や費用が別途に掛かること、用途が米だけに限定されていること、元々米の需要喚起策として導入された手段で米価を維持し更に刺激する恐れがあること、などの理由で全国約1700の自治体のうち採用したのは僅かに29自治体のみで、約98%が不採用であり、他の現金・商品券・ポイントなどの便利で国民のためになる施策を採用した。最初から鈴木農水相が推奨した意図が見透かされて、大多数の自治体に敬遠されたため、米の需要喚起策としては殆ど効果を持たず、失敗した。

これに対して、25年の新米にはJAは出荷価格28000円へ56%も吊り上げたが、「米価暴騰をしても備蓄米は放出しない、価格には手を付

けない」と言って鈴木農水相が米価暴騰を追認し放置した行為を、独禁法3条違反により是正すれば、健全な市場機構が働くために、独占的市場支配力の行使ができなくなる。よって、超過供給F<sub>5</sub>F<sub>7</sub>は解消へ向かい、均衡点E<sub>5</sub>に落ち着く。つまり、米価は更に下落して、供給量はx<sub>5</sub>へ増える。独占的市場支配力を排除して、自由競争によって健全な市場機構が有効に作動させる政策の方が遙かに有効である。

山下一仁(2025b)は「おこめ券は、発行するJAや全米販にマージンが払われる。コメを高値のまま売り払えるので露骨な利益誘導に使われている。本来なら減反を廃止してコメ価格を下げるべきで、反発を招いて当然だ」と指摘する。「農水省の事務方で検討された政策ではなく、同大臣独自の発案のようだ。かれの選挙区は山形県で、同県のJA農協会長はおこめ券を発行するJA全農の会長を兼ねている。同大臣はJA全農会長との親密な関係を公言している。大臣とJA全農会長の間に、なにかきな臭い関係を感じないだろうか?」という通り、手数料率12%、合計480億円の手数料収入がJAや全米販に落ちて、そこから鈴木氏へ環流があれば、違法行為の嫌疑が生じる。「そこで目を付けたのがコメ券である。しかも本来コメ券の発給は自治体に任せているはずなのに、本来は期限無制限のコメ券に使用期限を設定すると農水省は言い出した。ひとり3000円のコメ券を交付し、7割引きの価格で5キロのコメを消費させれば、50万トンほどの特需を生み出すことができる。つまりJA農協の在庫が、その分減少するということである。使用期限の設定は、在庫が積み上がった今、消費者に使わせようという意図からだろう。コメ券は、JA農協、なかでもJA山形県会長が会長を務めるJA全農の救済策なのである。」と山下一仁(2025b)が言う通り、数値にやや誤差はあるものの、米価暴騰を維持し、その高値で過剰在庫を減らす目的で、税金を流用してお米券を配布し、消費者に米を買わせようとする指摘する。山下一仁(2025b)のこうした現状分析は、上記の比較静学による経済理論的分析とはほぼ整合している。

図 12 生産量と米類物価指数、消費者物価指数の長期時系列推移（年次）



（出所）農水省統計、消費者物価統計から作成。

（注）生産量は右軸で単位は万 t。物価指数は左軸（2020 年基準）。

## 8. 米の需給や価格を安定化させる長期戦略： 米作の機械化大農法と農業の経営改革

次に、生産量と米類物価指数、消費者物価指数 CPI の長期時系列推移を過去 30 年間の年次データでグラフ化したのが、図 12 である。食生活の欧米化・近代化につれて米穀類ではパンやスパゲティ、パスタなどの洋食の食用割合が増えてきて、日本の伝統的な主食であるコメの需要が減ってきたため、農水省は 1970 年から減反政策によって供給・生産量を減らす保護政策を長期的に採用してきた。しかしそれは将来の成長・発展のための本来の保護政策ではなく、介護や終活のための保護政策であったので、米作農業は、零細化、低生産性化、低所得化、高齢化のトレンドを辿り続け、生産量のピークは 1968 年で 1445 万 t であったが、冷害後の 1994 年には 1198 万 t へ低下し、減反政策を形式的に廃止した 2018 年以降も減り続け、令和の米騒動を起こした 2023 年には 713 万 t まで約半分に激減してきた。

平成長期デフレ不況の影響で、消費者物価指数（2020 年基準で 100）は 1997 年消費税増税・金融不況後の 1998 年に 98.3 をピークとして、20 年間も長期的に低迷を続け、2017 年になって漸くそれを超える 98.6 を記録した。漸くデフレから回復する兆しが出てきたが、2022 年のロ

シアによるウクライナ侵攻を契機に輸入物価が高騰して、102.3、105.3、108.5 と物価高騰・インフレに転じるようになった。

消費者物価指数の中分類の品目別米類の指数を基準に小売米価を計算すると、平成長期デフレ不況を反映して、1994 年には 5 kg 3081 円であったが、趨勢的に低下し、2022 年には 2012 円に低下した。ところが、史上最高気温の猛暑を契機として、2023 年には 2091 円、2024 年には 2670 円、2025 年には 4260 円と反発して急激に高騰した。23~24 年は民間在庫が -18 万 t、-39 万 t と急減して需要超過が顕著であったため米価高騰をもたらしたが、25 年には民間在庫が 18 万 t も過剰に増えたにも拘わらず米価暴騰が加速したことは、市場の健全な需給調節機能が阻害され、集荷業者など中間業者やそれをサポートする政府の独占的市場支配力が働いた証拠と見られる。

日本ではコメの需要の減少傾向に伴う食糧会計の赤字を削減するため、1970（昭和 45）年から減反政策を実施し、長年に亘って需要の減少傾向に合わせてコメの供給量を意図的に減らしてきた。1995（平成 7）年には食糧管理法＝食糧法を廃止し、固定価格でのコメの買い上げを無くした代わりに、自主流通米制度に移行し、政府が指定した農協などの集荷業者へ売るようにした。その結果、農協が国に代わって集荷し、

卸売業者へ卸し、更に小売業へ卸し、消費者に小売りするという流通形態が形成されてきた。需要量・消費量の趨勢的な低下に合わせて供給量を調整し、転作する農家には補助金を払うなどして、米価の維持を図ってきた。2018年には形式的に減反政策は廃止したものの、転作する農家には補助金を払うなどして、米価の維持を図ってきたため、実質的には継続してきた。これは政府による保護主義政策である。

保護主義は最初にアメリカのアレクサンダー・ハミルトンやドイツのフリードリッヒ・リストが提唱したが、自由競争市場では劣位にある遅れた自国の産業や経済を、競争上優位にある他の産業や他国の経済から、補助金や関税、貿易制限などにより保護をして、補助金や関税や貿易制限が無くなっても対等に競争できるように育成する目的で、過渡期の一定期間に自国の産業や経済を保護・育成する政策である。別名で幼稚産業保護論とも呼ばれる。つまり、自由競争市場に任せると負けてしまうため、政府の独占的市場支配力を行使して、過渡期の一定期間だけ競争上劣位にある自国の産業や経済を自由競争に晒さないように保護・育成する政策である。しかし、そうした育成目的の達成ではなく、単に劣位にある産業の延命を図ることが目的の場合には、衰退を続ける結果、なるべく痛みの少ない自然死を待つという「介護」や「終活」が目的となるケースもあり得る。つまり、米作農家を次々と離農させて、転作や転職を促す保護政策は、「終活」ないし「介護」に相当する役割を果たす。幾ら補助金や関税、貿易制限を続けても衰退を続けるばかりで、競争力の向上が望めない日本の農業保護政策は、本来の意味の「育成」のための保護主義ではなく、後者の意味の「終活」や「介護」を目的とする延命のための保護政策となっている。するとその結果、日本の米作農業は次第に零細化、低生産性化、低所得化、高齢化、衰退化を強いられるようになる。

それでも、米作などの農業を国際的な自由競争に晒して急速に衰退させるのではなく、補助金や高関税や輸入制限などの手法を使って手厚く円滑に緩慢に延命保護する政策を長年継続し

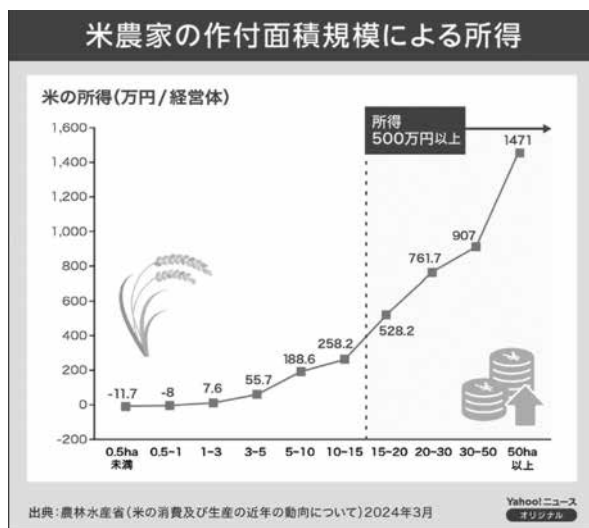
てきたため、JA 農協は全国で約 1021 万人の組合員（正組合員 385.4 万人、准組合員 635.9 万人）を抱え、約 200 万票の組織票を持つようになった。その見返りとして、政権与党を長年支援し、特に自民党の農水族の強固な選挙票田となってきた。まさに水田が票田となってきた。

Colin Clark (1940) は、第 1 次産業（農林水産業、鉱業）、第 2 次産業（製造業、建設業、電気・ガス・水道業など）、第 3 次産業（商業、サービス業、金融業、運輸業、情報通信業など）の産業分類を行い、経済成長につれて次第に後者が GNP に占める比重が大きくなる傾向法則があることを発見し、ペティの法則と呼んだが、現在では一般にペティ＝クラークの法則と呼んでいる。また、Daniel Bell (1973) は更に高度な知識社会・情報化社会に発展すると、第 4 次産業として知識・情報産業が分離し優位に立つようになると予測した。事実彼等の予測は的中したが、だからといって第 1 次産業の農林水産業の役割が「終活」、終焉を迎えた訳ではない。現代人の生活にとって農業や林業や漁業の生産物は依然として生活必需品として不可欠である。農林水産物  $x$  は工業製品やサービス用役に比べて所得  $Y$  の弾力性  $(dx/x)/(dY/Y)$  も価格  $p$  の弾力性  $-(dx/x)/(dp/p)$  も低い。つまり、所得  $Y$  が 2 倍になったからと言ってご飯を 2 倍食べる訳ではなく、価格  $p$  が 2 倍に跳ね上がったからと言ってご飯を半分に減らす訳ではない。弾力性の絶対値が 1 未満であることが、生活必需品の弾力性特性である。

他方で、第 1 次産業は技術革新による生産性上昇率が他産業に比べて相対的に低いので、限界生産力の対価である賃金・俸給が相対的に低下して格差が開く傾向があることは否めない。高度成長時代の 1962 年に策定された全国総合開発計画では「高生産性地域の経済活動が活発になればなるほど、低生産性地域との生産性の開きが大きくなり、いわゆる地域格差の主因を作りだした」と指摘し、地域格差の是正を政策課題とした。農業基本法でも同様に農工間の格差是正を政策目的に掲げた。

1998 年の第 5 次全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」では、「中小都市と

図 13 米農家の作付面積規模による所得



(出所) Yahoo ニュース

中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置づける」と謳い、「地域づくり」によって格差は正に取り組むことを目指した。政策目的の謳い文句は見かけ上立派でも、実際にどのように農林水産業の生産性を向上させるか、地方の農林水産業と地方都市との一体的な均衡成長（balanced growth）をどのように推進するか、東京や大阪など大都市への過度の一極集中を抑制して地方都市との調和ある成長・発展をどのように促進するか、具体的な策定計画と具体的な予算措置を伴わなければ、地方の過疎化と低生産性を食い止めることはできず、まさに「絵に描いた餅」で終わる。

米欧先進諸国では、地方都市と農林水産業の均衡成長、大都市と地方都市のバランスに配慮した国土計画が実行されて、日本のような極端な不均衡・アンバランスは見られない。World Bank Data Indicator によれば、23年の国土に占める森林面積率は、先進諸国の中ではフィンランド 73.7%、スウェーデン 68.7%に次いで、日本は 68.4%と第3位である。アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、スイスは 32~34%である。日本は水源開発を含めて国土の均整の取れ

た開発（balanced development）の余地は、まだまだ十分にある。

そこで、米作農業の競争力を向上させて、補助金や関税、貿易制限が無くなっても他産業や外国とも対等に競争できるようにする目的のためには、減反政策を実質的にも廃止して、米欧の先進諸国のような機械化大農法や品種改良による技術革新を積極的に導入すれば、米や他の農産物をより高品質により大量により安く供給できるようになり、農業の生産性は大幅に上昇し、農家所得も大幅に増やして、食料自給率や食料安全保障を大幅に改善できる可能性がある。補助金や関税、貿易制限は、単なる「介護」や「終活」のような延命目的の保護政策ではなく、農業を国際競争力のある産業へと成長・発展させる目的の本来の保護政策でなければならず、その目的を達成するための経過措置として活用すべきである。

図 13 の通り、農水省のデータでは、2024 年現在の日本では、確かに農家所得が赤字（マイナス所得）で苦しい農家経営を余儀なくされている貧困層がある一方で、50 ha 以上の機械化大農法を実現できている農家では所得が 1471 万円を超える富裕層もいて、かなりの所得格差がある。農家の平均所得は耕地面積が 1 ha 以下は

ほぼ赤字で、10 ha では約 190 万円、15 ha では約 400 万円であり、20 ha では約 650 万円となり、30 ha では約 840 万円、50 ha 以上では約 1471 万円となっている。つまり現状の日本の米農家でも 40 ha 以上の耕地面積で大規模機械化農法を行えば、1000 万円以上の高所得が得られる。嘗ては父ちゃんが出稼ぎに出て、母ちゃん、爺ちゃん、婆ちゃんの「3 ちゃん農業」へと向かい、その後は母ちゃんも父ちゃんと一緒に都会へ出て爺ちゃんと婆ちゃんだけが残って、「2 ちゃん農業」となり、米農家の平均年齢は 69 歳へと高齢化をしてきた。本来の保護主義ではなく、「終活」や「介護」の性質を持つ延命の保護政策として減反政策を繰り返した結果、米作農業は零細化し、生産性は低下し、所得は低下し、平均年齢は 69 歳へ高齢化し、補助金による保護政策や保護関税を継続せざるを得ないような窮状に落ち込んできた。

小前田大介 (2025) は「直接支払交付金」は事実上、作らないことへのインセンティブであり、増産にはこの制度の抜本的見直しが不可欠だ」と指摘する。山下一仁 (2025a) も「直接支払に言及する政党はあったが、戸別所得保障のようなパラマキ政策では構造改革に逆行し、米農業をさらに弱体化させる」と指摘する。戸別所得保障政策は高米価を維持したまま零細農家を含めて直接支払いをばらまくので、零細農家は主業農家に貸していた農地を戻して貰って零細兼業農家を続ける誘因を持つ。つまり、農地を「主業農家から貸し剥がすという構造改革から逆行する」と山下一仁 (2025a) は指摘する。この背景には、圧倒的多数を占める零細な兼業農家の票を維持したいという農水族の政治的狙いがあった。

そのため、コメの保護関税は 1 kg 341 円、5 kg 1705 円、10 kg 3410 円と、世界的に見ても著しく高税率に引き上げて、国内農家を世界の自由競争から過剰に保護してきた訳である。しかし、「終活」や「介護」に相当するような減反や貿易制限の保護政策では、農業の成長・発展は起こらない。山下一仁 (2024) が指摘するように、農協－農水族－農水省の「鉄の農政トライアングル」による悪循環が繰り返されるだけ

である。若者が農業を継ぎたいと思えるような魅力的な農業とするためには、減反政策を実質的にも廃止して大規模機械化農法や品種改良を進める大改革をすることによって、農業生産性と農家所得を大幅に高め、高品質で安価なコメを増産して、輸出しても競争できるように育成すべきである。すると、備蓄米を縮小しても、コメの需給や価格が不安定化する米騒動の時には、輸出米を国内に振り向ければ良い。また、同時に極めて高い輸入関税を段階的に低下させて貿易制限を廃止し、自由競争で輸入自由化を図り、国民が世界中のコメを自由に食べ比べ、味と品質と価格を比較して国民自身が最適なコメ消費をできるように消費者主権を実現することが可能となる。自由競争のないところに進歩はない。完全競争市場による資源配分はパレート最適を達成する。できるだけ独占的な市場支配力による歪みを抑制・排除して、強力な競争市場を確立することが発展の原動力となる。

アメリカは世界最大の工業国であると同時に、世界有数の農業国でもあり、食料自給率も食料安全保障も高度であるが、それは自由な競争市場を目指して、多収獲の品種改良や大規模機械化農法を積極的に推進し、高生産性化、高効率化、高所得化、非高齢化を進め、青年が農業を継ぎたいと希望や魅力を持たせてきたからである。日本では衰亡に向かう減反政策を長期的に強要した結果、農水省データでは玄米ベースの収穫総量は 1967 年の 1445 万 t から 2005 年には約 907 万 t へ、2023 年には約 715 万 t へと半減し、2005 年と比べると約 21% 減少した。米耕作農地は農水省統計では 2005 年には約 480 万 ha (ヘクタール) から、2023 年には約 430 万 ha へと約 10% 減少した。よって、米の単位面積当たり収穫量 (単収) は、日本は農水省統計では 2005 年の約 1.89 t/ha から 2023 年には 1.67 t/ha へと 12% 減少した。米国では国府田氏などによる品種改良や機械化大農法の導入を重ねてきた結果、FAO/USDA 系の統計では約 7.5～8.5 t/ha (平均約 8 t/ha) にまで増加し、日本の約 4.5～5.1 倍も高い。同じ耕作面積なら 4～5 倍も多く生産できる計算になる。だからこそカルローズなど加州米は、5 kg 800 円程度で販売

できる訳である。それに日本の超高輸入関税 341 円/kg=1705 円/5 kg を加えても 5 kg 2500 円ほどで販売されている。中国では FAO/USDA 系の統計では、米の単収は約 7.1~7.2 t/ha にまで増加し、日本の約 4.3 倍も高い。確かに日本の水田耕作によるジャポニカ米の水稲は、日本人にはもちもちとしてふっくらとした食感で美味しく出来上がるが、機械化大農法の導入や多収穫の品種改良が遅れており、陸稲に比べて手間暇が掛かるため、単収の生産性はかなり低い。このままでは国際競争力は殆どない。山下一仁 (2025a) は「減反は生産を抑える政策なので、単収を増加させる品種改良はタブーとなった」と批判する。

農業経営体や販売ベースの農家の総数は、農林センサスのデータによれば 2005 年の 196.3 万戸から 2015 年には 133 万戸に減り、2025 年には 100 万戸を割って 99 万戸へ半減してきた。農業就業者数は、農水省統計では 2005 年の約 200 万人から 2020 年には約 136 万人へ、2023 年には約 123 万人へと約 39% 減少してきた。よって、農業就業者 1 人当たりの米の収穫量(労働生産性)は、2005 年の約 4.54 t から 2023 年には 5.83 t へと 28% も増加してきた。「終活」や「介護」の保護政策としての減反政策によって、「終活」や「介護」を終えた農家は離農して他産業へ転職するか、兼業農家で販売用ではなく自家用に米作を続けるため、販売ベースの農業就業者の総数は 2005 年から 39% も減少してきた。しかし、総収穫量は 2005 年と比べると約 21% の減少に留まり、減反補助金によって離農しても、農地は大規模な主業農家に貸し出されたため、農地は 2005 年から 10% しか減反していないので、その差が約 28% の米作の労働生産性の上昇をもたらしている。ただし、労働生産性の上昇は、大多数の中小の兼業農家では余り見られず、少数の 40 ha 以上の耕地面積を持つ年収 1000 万円以上の大規模専業農家において生じたものと推測される。

そこで、栩木誠 (2025) のように、「農業生産や地域の環境、景観の保全、伝統・文化の維持など多面的機能を考えても、数多くの中小農家を存続させることこそ、今何よりも求められ

ている」と主張するものもある。しかし、本来の保護主義ではなく、単に「終活」や「介護」を目的とする延命の保護政策を続ける限り、農業の維持も成長もあり得ず、終息を静かに迎えるだけである。農業の維持・成長の見地から中西博之 (2025) は「令和の米騒動」を機にポスト減反下で米の多用途活用、多収化にもっと力を入れること、新しい米の需要開拓を通して米生産力を高める必要がある」と指摘する。

10 ha 未満の中小零細農家は中山間地域の棚田などが多く、大規模農業法人への経営統合や機械化大農法が元々難しいため、労働生産性の向上も困難であるので、所得増加のためには細々と零細米作を続けるよりは離農するか、高換金作物への転作を促さざるを得ない。日本の森林面積は 68.4% と世界第 3 位であり、まだまだ未開発の国土を過半も残しているため、大規模農業法人や農協、農水省は独占的市場支配力を行行使するためではなく、自由で強力な競争市場機構を目指して、大規模農業用地を開墾し、機械化大農法の導入を可能にし、品種改良を推進し、労働生産性や農業所得の大幅上昇に務めることが望まれる。それにより参入障壁を低下させ、新卒の若年労働者にとって農業への就職を魅力的にし、次世代の担い手を確保し、食料自給率や食料安全保障の向上を徐々にではあるが改善しうる。

日本では嘗ては森林面積は約 8 割であったが、明治以降に人口増加に合わせて第 1 に食料需要や第 2 に木材需要が増加したため、森林伐採が進んだ。その傾向は現代まで続き、現在は森林面積 68%、農地面積 12% となった。農業に適した場所から開発されたため、もう開発の余地はないという意見もあるが、約 40 万 ha とされる休耕農地の再農地化、既存の零細農地の集約化や大規模化、先端の農機械の導入、多収穫品種改良などを積極的に推進すれば、まだまだ農業生産性の向上は可能とみられる。また地方の少人口化や過疎化が進む中で、空き地や荒れ地や未開発山地などを土木重機により新農地として開拓することは可能であり、客土や化学改良による土壌改良も可能であり、傾斜の多い山間部ではテラス化による傾斜地農業も可能

となる。更にダム建設を積極的に推進して地域の治水・排水・灌漑を整備する余地も十分にあり、それにより僅か8%にまで激減した水力発電を北欧並みに大幅に拡大することができ、CO<sub>2</sub>や放射性廃棄物を排出する化石燃料発電や原子力発電を抑制して、いずれは段階的に廃止することも可能となる。

北欧諸国とりわけノルウェーは、国土の多くを森林、森さえない山岳やツンドラなどで占められ、農地は僅か3%しかないにも拘わらず、食料自給率は日本より高い45%を実現している。電力の99%を水力など再生可能な自然エネルギー資源で発電し、化石燃料発電は僅か1%しかなく、原子力発電はゼロであり、日本の約5分の1と世界最安級の電力料金と世界最大級の1人当たり電力量を実現している。

また谷口信和(2025)が指摘するように、農耕と畜産の耕畜連携を促し、飼料用米の転作や増産と地域の畜産業への納入をスムーズにすれば、地域循環型の相互発展が促進され、CO<sub>2</sub>の削減など環境改善にも役立ちうる。農業・畜産業の地域と地方都市との均衡成長、更には大都市とのバランスの取れた成長戦略を実施すれば、東京や大阪などへの現在の過度にアンバランスな大都市一極集中化を抑制し、過度の地方過疎化を食い止めて、日本全体のバランスの取れた成長・発展が可能となる。

## 9. 米作農業の国際競争力を高める長期戦略：減反から増産へ、輸出入自由化

1947年に始まったガット(GATT:関税および貿易に関する一般協定)は、当初はアメリカなど19カ国が加盟した多国間の貿易協定であり、国内産業の保護政策手段としては原則として数量制限を認めず、関税のみを認め、交渉によって相手国と互に関税を引き下げ合い、協定の無条件最恵国待遇条項によって通商の自由化を推し進めてきた。GATT締約国は、その関税引き下げのためには二国間で交渉するよりも多数国間で交渉するほうが効率的で有効であると考え、多角的貿易交渉によって関税を引き下げてきた。

1955(昭和30)年日本は戦後の復旧政策の一環としてGATTに加盟し、多角的貿易交渉(ラウンド)により主に工業製品の関税引き下げを進めてきた。1960年代以降のケネディ・ラウンドや東京ラウンドでは、鉄鋼、電機、自動車など工業製品の関税を大幅に引き下げた一方で、農産物特に主食のコメは特例として「食料安全保障」、「農家保護」を理由に自由化を回避して強く保護してきた。1995(平成7)年まではコメの輸入数量制限により実質的に輸入禁止とし、国際的な自由競争から国内米作農業を完全隔離し、保護してきた。

しかし、1986年にウルグアイで開始されたウルグアイ・ラウンドでは、輸出入規制の撤廃や関税の引き下げなどが協議され、1993年12月に最終合意に至った。この合意において、日本はコメを除くすべての農産品に関して数量制限を縮小し関税化を受け入れた。1995年からGATTはWTO(世界貿易機関)が継承し、日本はコメに関しては「関税化猶予(例外措置)」を認められる代わりに、「例外なき関税化」の特例措置としてミニマム・アクセス(最低輸入義務)を受け入れ、生産量の8%以上を無関税で輸入することになった。また1999年からは輸入数量制限を撤廃し、高率関税での関税化に移行した。

ミニマム・アクセスとは、高い関税による事実上の輸入禁止を緩和するために設定された、最低限の輸入義務を指す。1995年の当初には国内消費量の約4%にあたる42.6万トンが輸入され、以降、毎年0.8%ずつ増加した。2000年には本来8%に達するはずであったが、実際には7.2%の76.7万トンに据え置かれた。その後も、おおむね毎年約77万トンの輸入が続いている。米騒動が起こった2024年には生産量が735万tまで漸減したため、77万tの輸入率は10.5%に上がっている。1995年から2023年までの統計によれば、ミニマム・アクセスで輸入されたコメの用途は、飼料用が約44%、加工用が約26%、援助用が約16%、そして主食用は僅か約8%に留まっている。

1999年4月からはコメの関税化が実施された。当初の関税額は1kgあたり351円17銭で

あったが、2000年には341円にやや減額された。この関税を支払えば、誰でも自由にコメを日本に輸入することが可能となった。しかし、5kgで1705円の関税を支払う必要があるため、輸入米価＋関税＞国産米価、である内は依然としてこの関税は高額であり、実際の輸入はほとんど進んでいなかった。日本政府は、この341円という高関税水準を長年にわたって維持する保護政策をとってきたが、その間に米作農業の生産性や国際競争力が外国産米に迫り着いた訳ではなく、逆に低下を続けたので、本来の発展的な保護政策ではなく「終活」や「介護」としての衰退的な延命保護政策に留まった。

ところが、2024年に「令和の米騒動」で米不足や米価暴騰が起これば、加州米のカルローズは5kgで775円＋関税1705円＝2480円＜国産平均米価2670円、と逆転し、輸入米価＋関税＜国産米価、となったため、イオン、イトーヨーカドー、西友、OKストア、まいばすけっと、島忠など大手小売店では中粒種のカルローズや短粒種の台湾米などを輸入販売し、ほぼ即時に完売している。この事実から、必需品である主食の米に対して大多数の国民・消費者が需要するものは、高品質で超高価な米ではなく、良品質で安価な米であることが証明される。自由競争市場の経済システムでは全ての生産や流通は最高目的である消費のために行われ、消費者主権（consumers' sovereignty）という。消費者主権に反する減反・貿易制限・保護政策という場当たりの農業政策は、長期的には消費者から見放されて、いずれは衰亡する。

そこで、政府も石破前総理や小泉前農水相が表明したように、減反政策を実質的にも廃止して増産政策へ戦略的に転換し、競争力がある良質で安価な日本米をより多く供給すれば、米不足や米価暴騰が収束して、令和の米騒動も収まる可能性がある。また、国際競争力のある良質な米を適正な価格で輸出すれば、外貨も稼げるし、米不作の年には国内主食用に回すことも可能となるため、食料安全保障も改善する。

良質の米生産により国際競争力が向上すれば、1kg 341円（5kg 1705円、10kg 3410円）の高関税も段階的に廃止して、輸入自由化を

徐々に進めていけば、国民は、ジャポニカ米のような短粒種も、ジャポニカ米とインディカ米を掛け併せて品種改良した中粒種も、インディカ米のような長粒種も世界中の米を自由に食べ比べることができ、味と品質と価格を見て価格適正化が進むであろう。自由競争の市場機構以外には、価格適正化をする仕組みはない。圧力団体や政府が恣意的に市場介入しても、独占力による歪みが生じる。

世界ではコメの種類は約10万種あり、最も代表的な種類は大別して4つある。(1)長粒種のインディカ米は最大の80%を占め、インド、中国、東南アジア諸国、米国南部などで生産されている。陸稲でも水稲でも炊くと水分が少なく、パサパサとアッサリした味で、炒飯など中華料理や、カレー、ピラフ、リゾットなどに適している。(2)短粒種のジャポニカ米は20%を占め、日本、朝鮮半島、台湾、中国東北部、米国、欧州の一部で生産され、特に短粒種の水稲は炊くと水分が多くモチモチした食感で和食に適している。(3)長粒種のジャバニカ米はジャワ島、アジアの熱帯地域、中南米の一部で生産され、大粒でアッサリしているが粘りがある味だそうである。(4)長粒種と短粒種を掛け合わせた中粒種がある。1908年に土壌学者のW.W.Mackieが短粒種と長粒種を掛け合わせて品種改良した中粒種のカルローズ(Calrose, roseは中粒種の意味)を栽培した。大宮信光(2000)によれば、福島県出身の国府田敬三郎氏は渡米してカリフォルニア州で短粒種と長粒種を掛けて品種改良した中粒種の国寶ローズ(Kokuho rose)を栽培した。これは機械化大農法による陸稲で、ややサッパリでややモチモチの味である。水を2～3割ほど多く入れて炊けば短粒種に近く、水を少なめで炊けば長粒種に近い味わいとなるので、どの料理にも適合できる性質がある。味わいを高めるために、味醂を少々加えて炊く方法もある。機械化大規模農法に適し、生産費が安く、大量生産が可能である。吉野家や松屋、カレー屋、中華料理屋などの外食産業では、こうした外米と日本産米とのブレンド米が既に使われる傾向が広まり、短粒種が好きな日本人も知らず知らずのうちに外米の味に慣れ親しんできている。

筆者はジャバニカ米を除く3種を食べた経験があるが、それぞれの料理に適した味わいを持っている。まずは低関税ないし無関税で輸入自由化枠を段階的に拡大し、国民に自由に食べ比べて貰い、価格と味と品質を見て自由に選択できるようにさせることが、自由主義経済の消費者主権（consumers' sovereignty）の見地から最適の食料政策と言える。自由競争のないところに進歩はない。関税など貿易障壁がある現状では、日本産のコシヒカリが日本では5kg 5000円で、アメリカや韓国では2800円で売られている。同時に米国産のコシヒカリや国寶ローズがアメリカでは2600円で売られ、米国産のカルローズが米国でも日本でも2500円で売られるという不可思議な現象は、恣意的で不適切な関税や輸入制限など政府規制によって自由競争の原理が阻害されているためであり、政府や圧力団体による独占的な規制を撤廃・禁止して、公正な競争原理が自由に正常に働くように、本来の自由主義市場経済に向けて改善すれば、こうした不合理はなくなるであろう。

コメの貿易自由化、輸出入の自由化をすれば、世界中のコメを自由に食べ比べることができ、公正な市場原理による適正な価格形成ができる。不作の年には無関税（ないしは低関税）で自由に輸入し、豊作の年には無関税（ないしは低関税）で自由に輸出するという自由主義市場経済本来の根本原理を確立すれば、自国も貿易相手国も双方の国民生活はずっと豊かになることができる。年500億円もかけて備蓄米を保有する必要性は薄くなる。1995年度から30年間で備蓄費用だけで約1兆5千億円を使ってきたが、その無駄使いをなくし、国際競争に勝てるような競争力のある強力な農業政策に1兆5千億円を投入して改革すれば、農家も国民も助かり豊かになり、食料自給率を高めることができたであろう。

アメリカは世界最大の工業国であるが、世界有数の農業国でもあり、食料自給率も食料安全保障は非常に高い。同時に資源自給率も資源安全保障も非常に高い。日本は世界有数の工業国であるが、カロリーベースの食料自給率は38%と低くなり、食料安全保障も非常に低い。同時

に資源自給率も資源安全保障も非常に低い。劣等な農業政策を反映して農業は衰退している。長年に亘る減反政策によって農家は零細化し、低生産性化し、低所得化し、現在の米作農家平均年齢は69歳にまで高齢化し、将来の発展性がない状況である。アメリカのように機械化大農法や品種改良を積極的に導入して、農業生産性と農家所得を大幅に高めれば、米作農業を継ぎたいと思う若者が減少から増加に転じて、高齢化を食い止めて69歳の農家平均年齢を下げることも可能となる。図13の通り、現状の日本でも50ha以上の大規模農家・農業法人では、年間平均所得は1471万円を超える。より美味しい米をより多くより安定的に供給し、国内で余剰がある場合には輸出すれば、農家所得もより増加するであろう。毎年計画的に100万t輸出すれば、山下一仁（2025a）が指摘するようにそれが無償の備蓄米制度になり得る。国内で不作となり米不足の時には、輸出分をその補填に回せば良い。国民の米離れを防ぎ、伝統の米文化を守り、継承・発展させていくためには、減反政策による零細化、低生産性化、低所得化、農家の高齢化、米価高騰、米離れを阻止し、農産物の輸出入自由化をできるように、国際的な自由競争に勝てる強力な農業を育成する農業政策に転換・改革すること非常に重要である。

## 10. 農業改革と食料安全保障の長期戦略

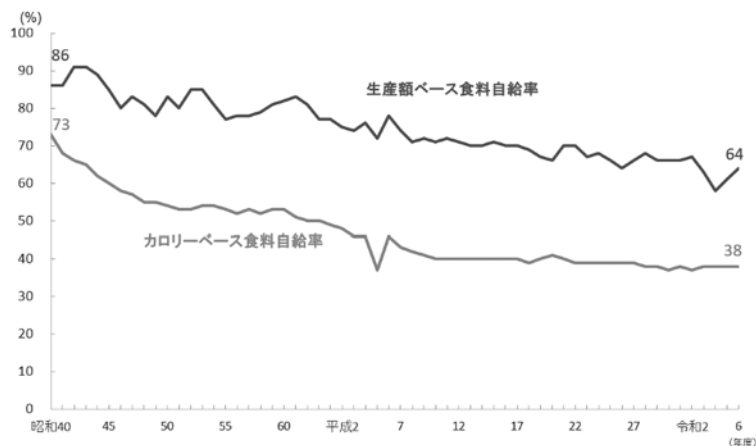
日本の食料危機は、食料自給率（カロリーベース）が戦争直後の1946年に88%もあったのが、1965年には73%に低下し、現在は38%にも著しく激減して、食料安全保障のリスクが非常に高まってきたことである。なお、農産物・米穀類・野菜・果物・肉・魚など食品全体を「食料」と表記し、米穀類を「食糧」と表記する。日本の食料輸入依存度は、農水省の「食料需給表」によると2024年度の輸入依存度は、主食の米はMA（ミニマム・アクセス）米を含めて10%であるが、トウモロコシ99%、大豆92%、小麦84%、果実64%、魚介類53%、肉類48%、野菜22%、などと極めて高い。つまり、食料自給率は非常に低い。農水省の同統計によると、

表7 主要国・地域の食料自給率ランキング（カロリーベース、2021年）

|    | 国       | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|----|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1  | オーストラリア | 223  | 213  | 214  | 202  | 233  | 200  | 169  | 173  | 233  |
| 2  | カナダ     | 264  | 232  | 255  | 257  | 255  | 266  | 233  | 221  | 204  |
| 3  | フランス    | 127  | 124  | 132  | 119  | 130  | 125  | 131  | 117  | 121  |
| 4  | アメリカ    | 130  | 133  | 129  | 138  | 131  | 132  | 121  | 115  | 104  |
| 5  | スペイン    | 93   | 80   | 83   | 89   | 83   | 100  | 82   | 94   | 93   |
| 6  | ドイツ     | 95   | 100  | 93   | 91   | 95   | 86   | 84   | 84   | 83   |
| 7  | スウェーデン  | 69   | 80   | 77   | 76   | 78   | 63   | 81   | 80   | 75   |
| 8  | イギリス    | 63   | 74   | 71   | 65   | 68   | 65   | 70   | 54   | 58   |
| 9  | イタリア    | 60   | 59   | 62   | 63   | 59   | 60   | 58   | 58   | 55   |
| 10 | オランダ    | 69   | 72   | 64   | 64   | 70   | 65   | 61   | 61   | 53   |
| 11 | ノルウェー   | 48   | 47   | 50   | 49   | 50   | 42   | 42   | 45   | 46   |
| 12 | スイス     | 51   | 56   | 52   | 48   | 52   | 51   | 51   | 49   | 45   |
| 13 | 日本      | 39   | 39   | 39   | 38   | 38   | 37   | 38   | 37   | 38   |
| 14 | 韓国      | 42   | 42   | 43   | 37   | 37   | 35   | 35   | 34   | 32   |
| 15 | 台湾      | 33   | 34   | 31   | 31   | 32   | 35   | 32   | 32   | 31   |

（出所）農水省統計より三竹（2025）が作表。

図14 日本の食料自給率の長期的な推移



（出典）農水省、「日本の食料自給率」。

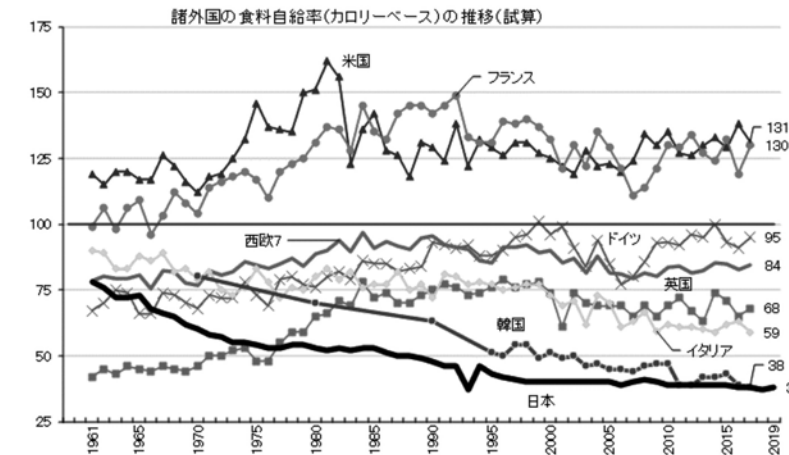
表7の通りカロリーベースの食料自給率の主要国ランキングは2021年で、1位オーストラリア233%、2位カナダ204%、3位フランス121%、4位アメリカ104%、5位スペイン93%、6位ドイツ83%、7位スウェーデン75%、8位イギリス58%、9位イタリア55%、10位オランダ53%と5割を超えているが、日本は38%と非常に低く農業を軽視してきた。

図14や図15でも明らかな通り、日本の食料自給率は、群を抜いて長期的に低下傾向にある。先進国でも工業だけでなく農業の成長・発展に努めることが国家経営の基本戦略であり、食料

自給率の上位は欧米先進諸国が占めている。この国家経営の基本戦略を欠如した国は、工業も農業も均衡成長（balanced growth）をする真の意味での先進国にはならない。

食料自給率も低い、食料備蓄水準も低い。政府備蓄米は約100万tで国内の年間米消費量の約14%で、1.5ヶ月分に相当する。民間在庫約100万tを加えると合計約200万tで約3ヶ月分に相当する。農水省データでは、輸入と国産を含む小麦の国内在庫は、国内需要量に対して約2.3ヶ月分という。これに対して、石油備蓄制度に基づく石油備蓄量は政府と民間併せて

図 15 諸外国の食料自給率の推移 (カロリーベース)



(注) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」による。供給熱量総合食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。ドイツについては、統合前の東西ドイツを合わせた形で適応している。西欧7はフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、英国の単純平均。

(出典) 農林水産省「食料需給表」から社会実情データ図録が作図。

約170～220日(5.5～7.3ヶ月)分という。これはIEA(国際エネルギー機関)が純輸入量の最低90日(約3ヶ月)分と定める石油備蓄量をやや上回っている。

2025年11月7日に、「戦艦を使った武力攻撃で台湾海峡が封鎖されて台湾有事が起こった場合、それは日本の存立危機事態になり得る」という高市首相の発言があった。戦艦は既に2006年に廃艦となったため錯覚であるが、仮に実際にそれが起こって日本が存立危機事態の認定をし、自衛隊派兵をして参戦すると仮定すると、台湾海峡封鎖だけでなく日本周辺近海の海上封鎖も起こる危険性があり、海上輸送に頼る石油などエネルギー資源や農産物などの輸入が途絶える危険性が高まる。すると、米の備蓄は約3ヶ月、小麦備蓄は2.3ヶ月、トウモロコシ備蓄は約2ヶ月で底を突くため、死活的な食料危機となり得る。

また日本はエネルギー資源に乏しく、輸入依存度は従来から次第に上昇して、石油と石炭は99.7%、天然ガスは97%、ウランは100%でほぼ完全に外国依存となった。食料自給率はカロリーベースで38%にまで低下してきたが、全体のエネルギー資源自給率は更に低く22年度で

11.3%にまで激減してきた。日本近海の海上封鎖で存立危機事態となれば、石油備蓄は5.5～7.3ヶ月で底を突き、発電がほぼ停止して電気製品を使えなくなるだけでなく、自動車、トラック、電車、航空機、船舶などの交通網もほぼ停止し、電気を使う商店、企業、学校、病院、官庁・役所なども機能停止となる危険性がある。食料自給率は38%、資源エネルギー自給率は11%にまで著しく低下し、食料安全保障も資源安全保障も危機的状況にある日本の現状では、戦争継続能力の基盤が崩れているため、無用な参戦発言を厳に慎み、平和外交に徹することが賢明である。特に政治家や外交官、制服組高官は、具体的な軍事的作戦に関する戦略やシミュレーションについては極秘の国家機密とし、軽率に公表することは絶対に回避するべきとする「戦略的曖昧性(strategic ambiguity)」という歴代内閣の外交原則を厳守する必要がある。軽率発言によって、無用な政治的・軍事的対立を激化させないことが、平和外交の原則・鉄則であると言えよう。

日本では昔から衣食住、欧米諸国では住食衣(housing, food and clothing)と言い伝えられてきた。動物は先ずは気温の寒暖や雨露に耐える

体毛や皮膚、鱗、衣服を確保すること、次に食料を確保して命を繋ぐこと、そして安全な住み処を確保すること、つまり衣食住を生存の基本原則としてきた。燕は先ず生まれながらの羽毛が寒暖や雨露に耐える衣服の役割を果たし、次に餌を捕って命を繋いで雛を育て、そして巣＝住み処を作って命の安全を確保する。魚は先ず生まれながらの鱗が衣服の役割を果たし、次に餌を食べて命を繋ぎ、そして岩場や海藻の後ろや砂場などに安全な休息所を確保する。これが全ての動物の基本的な生存習性である。人間の工業文化・知的文化がどんなに発達しても、生存のためには食物・食文化は必要不可欠である。

アメリカやブラジルなどから大豆の日本への輸出が止まれば、和食に欠かせない醤油、味噌、納豆、豆腐、豆乳などの生産はストップし、和食文化が崩壊する懸念がある。小麦の日本への輸出が止まれば、ラーメン、そーめん、うどんなど麺類だけでなくパンや天ぷらなどの供給も十分にできなくなり、やはり和食文化は崩壊する懸念がある。日本では比較的に零細な農業が多く、主要食料の国内生産性が低く、食料自給率が38%と非常に低くなってきたので、現状では完全国産化は無理と言える。よって食料安全保障のためには完全国産化は必須と主張することは、無見識となる。主食の米でさえも、自給率は90%であり100%ではないのに、国産に拘り過ぎたために急激な供給不足を招き、米不足と米価暴騰の「令和の米騒動」で主食危機や食料安全保障の危機を深刻化させた。図15の通り長期的に見ても、先進諸国に比べて日本の農業政策は消極的後退政策を継続してきたために、1946（昭和21）年の88%、1965（昭和40）年の75%から2024（令和6）年の38%へと食料自給率は半減をし、食料安全保障のリスクは倍増してきた。

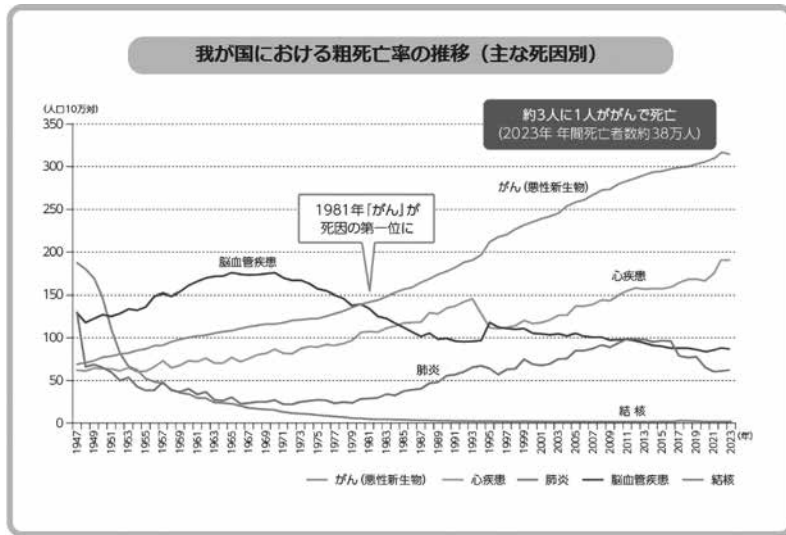
将来の長期的展望を欠いた長年に亘る減反政策のために、米作農業の零細化、生産性低下、低所得化、平均年齢69歳の老齢化をもたらしてきたが、逆に長期的に大規模化、生産性向上、高所得化、若年化をもたらすためには、機械化大農法や多収穫品種改良などの導入によって農業の生産性を飛躍的に高め、農家所得を大幅に

引き上げ、老齢化を食い止めて若年化を目指す必要があると言える。品質の良い農産物を大量に効率的に生産し、余剰があれば輸出を増やす自由貿易に努めると共に、関税障壁を撤廃して完全輸入自由化によって世界中から様々なコメや農産物をリスク分散して輸入する自由主義の競争市場体制を確立することが、長期的な農業の改革と発展にとっては重要である。更に農業だけでなく工業や商業など全ての産業において、自由競争市場体制を確実に維持し発展するためには、友好諸国と自由貿易を相互に行って平等互惠で助け合うと共に、友好諸国と政治・軍事面での安全保障の協力体制や同盟を結ぶことが、最も賢明と言える。

更には、日本人農業家の国府田氏がアメリカで良品質で大量生産可能な中粒種の国寶ローズを開発したように、絶えざる品種改良や農業技術革新によって、美味しく高品質で大量生産が可能で、有効成分を吸収し、有毒成分を吸収しない、そして冷夏や猛暑など気候変動に強い品種改良を促進して、食料自給率や食料安全保障を高めることが望まれる。冷害に強い耐冷性のある品種としては、主に北海道や東北で育成された品種で、ゆきひかり、ななつぼし、きらら397、あきたこまち、はえぬきなどがある。高温障害に強い耐暑性のある品種としては、主に九州や西日本で育成された品種で、つや姫、ヒノヒカリ、にこまる、きぬむすめ、あきだわらなどがある。また収量が多い多収穫性のある品種としては、北陸193号、やまだわら、あきだわら、ふくひびき、夢あおばなどがあり、主に業務用、加工用、飼料用に育成されている。耐冷性、耐暑性、多収穫性、そして安全性に優れ、しかも美味である優良な品種の改良が望まれる。

印鑰智哉（2024）によれば、国の種苗開発を担う組織には農研機構があるが、必ずしもそうした目標に向かっていないと指摘する。例えば、「コシヒカリ環1号」は炭素イオンビーム放射により一部の遺伝子を壊して、重金属カドミウムを吸収しにくくした品種だが、この品種改良に膨大な予算をつぎ込んでも、日本ではカドミウム汚染地域が銅山近郊など限られているため、

図 16 我が国における粗死亡率の推移



1) 令和5年(2023) 人口動態統計(報告書: 人口動態調査結果の概要) より作図

(出典) 厚労省「人口動態統計」による作図を元に小野薬品が再作図。

費用対効果 (cost-effectiveness) がよくない。「コシヒカリ環1号」に「あきたこまち」を交配させた「あきたこまちR」についても同様である。確かにカドミウムが吸収されにくくなったことは良いが、安部匡ほか(2017)によれば、同時にマンガン吸収に関わるトランスポーター遺伝子に1塩基欠損が生じるため、マンガンの吸収が不足する。すると、出穂期に高温が続くと収穫が2~3割落ちる可能性もある。安全でかつ多収穫・大量生産を可能にする優良品種の改良が今後は重要となるであろう。実際、小島恒男(2025)が指摘するように、近年に「美味しい、美しい、獲れる」と言う多収穫の品種改良をした「ゆうだい21」や「にじのきらめき」は米食味鑑定コンクールの総合部門で上位入賞を果たし、前者は2023年には初めて「コシヒカリ」から王座を奪った。「21」は21世紀の主役となることを願って命名されたもので、今後はコシヒカリに取って代わる優良品種として作付面積を増やしていくと見られる。

さて、日本人の平均寿命は、厚労省の簡易生命表によれば25年7月25日現在で、男性は81.09歳で世界6位、女性は87.13歳で世界1位を40年連続している。他方で、人口に占める癌

死亡者数=癌死亡率は最も急速に増加し、図16の通り2023年では10万人に320人、0.32%へと最も増えている。2位は心疾患で0.19%、3位は脳血管疾患で0.08%という順序である。癌は高齢者ほど死亡率が高いため、平均年齢が長寿化するほど全体の死亡率が高くなる傾向がある。飛岡健(2025)によると、昔の野菜には天然の抗癌剤であるサルベストロールが入っていたが、農薬や殺菌剤などの多用によって今は殆どゼロになったことが、癌死亡率の増加の一原因ではないかという。サルベストロールは抗菌性物質で、無農薬栽培された青果物に多く含まれ、人体に摂取されると抗癌物質に変化するプロドラッグである。植物の表面にカビが付着すると、その刺激によりサルベストロールが生成され、カビから植物を守る機能がある。よって農薬や殺菌剤、防カビ剤などを使用して栽培するとその含有量が減るため、抗癌成分を有効に摂取するためには、できるだけ無農薬のオーガニック農作物を食べる方が良い。更に、現代の食品には、遺伝子操作した食物、抗生物質やホルモン剤等の様々な添加物を含むものが多くあり、人体に有害なものも多い。

また北野裕子(2025)によると、日本の鶏肉

はサルモネラ菌や薬剤耐性菌の含有率が高いが、原因は抗菌剤やワクチンが多用されている現在の飼育環境にあると指摘する。よって、そうした薬剤の使用を控えて、鶏の自由を増やす平飼いやゲージフリーを導入する「アニマル・ウェルフェア」が必要だと主張する。こうした農産物や畜産物における人工的な有害要素が増えていることは、人間の健康を蝕むため、飛岡健（2025）は第2の食料危機と呼ぶ。

次に農業法制や農業政策の改革を検討する。1961年に制定した農業基本法では、農業生産性の向上と農家所得の増大を図ることにより、高度経済成長の過程で広がった農工間の所得格差の是正を最大の目的とした。農業経営の構造改革や大型農機具の導入により、生産性の向上や農家所得の増大にある程度の成功を納めた。しかし、農業の労働生産性を高める近代化政策によって労働力が大幅削減され、農村の労働力特に若者が都市部へ流失し、若者の農業担い手が不足し、専業では食べていくのが難しいので兼業農家が非常に増加し、農村など地方の過疎化や高齢化を促した。農業生産性の増加以上に、農村人口の減少、全体の人口増加、食料需要量の増加などの効果に打ち勝てず、図14の通り生産額ベースでもカロリーベースでも食料自給率は趨勢的に低下した。

それに代わって1999（平成11）年に制定した食料・農業・農村基本法では、「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること」（第1条）を目的とし、農業だけでなく国民生活全体の安定と発展を図るように目的を拡大した。農業の役割を「食料の安定供給の確保」（第2条）と「多面的機能の発揮」（第3条）と考えて、これらの役割を達成するため「農業の持続的な発展」（第4条）と「農村の振興」（第5条）を図ることを目的とした。また、2023年には農業経営基盤強化促進法の改正、2024年には食料・農業・農村基本法の改正を行い、同法第6条「農村振興」においては「農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され」という視点を追加した。つまり、基本計画の単位を「人・農地」とするだけでは農村の衰退を食い止める

ことは難しいので、「地域」に拡大することによって農業だけでなく地域の商業や工業や都市機能を総合的に振興することが必要であるという方針に変化した。第43条「農村の総合的な振興」においても、「農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化などの生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する」と新しい方針を定めた。

それでも、農村人口の流出、農村など地方の過疎化や高齢化、食料自給率の低下を食い止めることは難しい状況である。図15の通り、欧米先進諸国では長期的に食料自給率をやや上昇かほぼ横ばいに維持してきており、長期的に著しく低下しているのは日本と韓国である。アメリカは世界第1の工業国であると共に世界有数の農業国でもある。欧州先進諸国も世界有数の工業国であると共に世界有数の農業国でもある。日本は世界有数の工業国であるが、農業国としては大変な劣位にあり、食料安全保障も極めて脆弱である。これは工業優先、都市優先のアンバランスな国土計画・成長発展政策、均衡成長論の不十分な理解、農業や他の産業を含む地方の総合的な振興政策の遅れ、などに原因がある。東京や大阪など大都市への過度の一極集中を大幅に是正して、各県の地方都市と農村地方もバランス良く分散して成長・発展させる具体的な国土建設計画とその予算措置が欠如している。上記の法改正により改革の方向性は示されたものの、榊田みどり（2025）が指摘する通り、「具体的にどれだけの予算を取ってどんな施策を実施することがなければ“絵に描いた餅”になる。」小田切徳美（2025）は「農村を、農業のみならず、非農家、さらには居住しない人々や企業の貢献活動も含めた共有空間として捉え、そこに暮らし、関係し続ける条件の整備を農村が担うことで、農業再生や食料安全保障の確立への国民的な共感に繋がるのではないかと指摘する。つまり、農業単独での改革も必要であるが、それに留まらず、同時に非農家や企業も含めた「地方づくり」、「村おこし」も並行的に行って、国土全体のバランスの取れた均衡成長・発展計画を実施していくことが、極めて重要で

ある。

## 11. 新しい農業政策と農業経営への改革展望

古代4～5世紀に仁徳天皇は民家から炊煙が立ち上がっていない状況を見て、主食の米にも困窮している民を思い遣り、3年間租税を免除した。自分の衣服がぼろぼろになっても、宮殿の屋根から雨が漏れ雨露に濡れても、じっと我慢した。3年後炊煙が上がるようになり、民の生活が回復したのを見て、「百姓富めるは則ち朕が富めるなり」と言って喜んだ。それでもなお慎重に更に3年、租税の免除を続けた。その結果、多くの民家から炊煙が立ち上がって来たのを見て、民の生活が完全回復したことを確認した上で、「高き屋に登りて見れば煙立つ民の釜戸は賑わひにけり」と著名な句を詠んだ。そこで、漸く租税を回復して、自分の衣服の綻びを直し、宮殿を雨漏りがないように修復し、民のために治水灌漑工事を行って農業生産を振興した。逝去されると、民は心から感謝して日本史上最大で世界史上最大級の仁徳天皇陵を造成した。陵墓の大きさは、仁徳天皇への民の感謝の大きさを反映している。仁徳天皇は困窮する民を減税・免税で救った君主の鑑であり、正式名称は大鷦鷯天皇（おほさざきのすめらみこと）であるが、民は以後1700年に亘り「仁徳天皇、聖帝、ひじりのみかど」と呼んで慕ってきた。民への仁（人に対する親愛の情や優しさ）を心から尽くしたからこそ、民も心から感謝した次第である。古今東西、統治者・為政者が民衆を最優先して民衆に寄り添う政治を行うべき民主主義の根本精神は変わらない。

小泉前農水大臣が就任してから、集荷業者など特定の利益団体に忖度せずに、国民全体のために、意欲と決意を持って、米不足や米価暴騰の令和の米騒動を抜本的に解決する新しい打開策を打ち出してきたことは、国民に寄り添う政策として国民の多くから支持と評価を受けた。日本国民の主食である「米の需給と価格を安定させる」目的で制定された食糧法＝「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律」を遵守して、過去30年間一度も活用されなかった備蓄米

96万tの内、合計で約64万tを放出し、備蓄米は5kg 1790円にまで、全体平均では3542円まで米価を抑制し、需給の安定化に努めた。

こうした短期的な政策に対して、将来を見据えた長期的な戦略も重要である。従来から長期的政策として減反政策を継続的に実施して、米作農業の零細化、低生産性化、低所得化、平均年齢69歳の高齢化、米価高騰、米離れを継続的に起こしてきた。それと対になったのが1kg 341円の超高関税を課税する保護主義の貿易制限政策であり、国際的な自由競争から零細農家を隔離する「延命」のための保護政策として機能してきた。関税だけで5kg 1705円にもなるから、5kg 600円のタイ米は2305円に、5kg 800円の加州米は2505円に跳ね上がり、味、品質、価格を比較すると、国産銘柄米の価格がそれを超えるようになるまでは、需要は殆どなく、輸入業者も敢えて輸入を控えてきた。MA米は最低で8%とウルグァイ・ラウンドで合意したが、主食用は一部であり、主に加工用や飼料用に用いられてきた。ところが、2024年から米不足や米価暴騰の令和の米騒動が顕在化し、米価が5kg 2600円を超えるようになると、MA米を主食用に回しても採算が取れるようになり、関税を払ってでも加州米や台湾米などの外米を輸入するメリットが強くなってきた。

食料自給率も低下の一途を辿ってきたため、今後は減反政策や貿易制限政策など終活の「延命策」としての保護主義を段階的に廃止する方向へ向けて、石破内閣・小泉前農水相は決断をした。既に50ha以上の耕地面積を持つ大規模農家は、年1471万円以上の所得を得ているように、従来から長期的改革戦略を欠いて零細化をもたらして来た減反政策に逆戻りするのではなく、零細農家が結束し合って大規模農家集団として、機械化大農法、多収穫や耐気候の品種改良など農業革新（innovation）を積極的に導入して生産性を高め、農家所得を高め、若者が米作農業を継承して発展させたいと魅力を感じるような若年化ができ、米価高騰を抑制し、主食文化を回復し、高関税や貿易制限など「延命策」としての保護主義を段階的に廃止し、輸出入を自由化して国際競争力を高め、農業の経営

改革を推し進め、食料自給率を向上させ、食料安全保障を確立する長期戦略として、新しい農業政策を決断する必要がある。美味しくて安い米をより多く供給できる農業の革新をすれば、農家は豊かになり、国民は豊かな米主食を回復でき、食料自給率も食料安全保障も高まる。そのため、まずは「令和の米騒動」の経緯と背景を現状分析し、その理論的な分析を行い、更には統計的な実証分析を厳密に行って原因を究明した上で、より安価でより良質でより多くのコメを安定的に生産・供給できるような農業改革、流通改革、販売改革などを検討すると共に、食料自給率や食料安全保障を高めるような長期的改革戦略もしっかり検討し、農村や地方と都市とがバランスの取れた均衡成長をできる国土発展計画を総合政策的に策定し実施していく必要があるであろう。

## 参考文献

- 安部匡ほか(2017)「カドミウム極低吸収品種「コシヒカリ環1号」の育成」『育種学研究』19号、pp.109-115。
- 伊藤亮司(2025)「コメ需給・価格の混乱と流通システムの再構築課題」米流通と農の再構築、第I部第2章、『農業協同組合経営実務』2025.9臨時増刊号、全国共同出版、pp.16-29。
- 印鑰智哉(2024)「米不足でもなぜ輸出を優先？ 重イオンビーム放射線育種米の問題点」『週刊金曜日』1493号、2024年10月18日、pp.36-37。
- 大宮信光(2000)「日本人のオリジナリティ探訪 カリフォルニアのライスキングー国府田敬三郎ー飛行機で種を播いた男」Fujitsu 飛翔 37号、富士通。
- 小田切徳美(2025)「揺れ動く農村政策と農村再生に向けた政策のあり方」『農村政策はどうあるべきか?』日本農業の動き No.226、農政ジャーナリストの会、農山漁村文化協会、pp.20-53。
- 小前田大介(2025)「供給力低下と需要変動、政策対応遅れが高騰招く」『週刊エコノミスト』2025年9月16日号。
- 垣田達哉(2024)「米不足をまったくわかっていない政府 主食なのだからきちんと確保しろ」『週刊金曜日』1488号、2024年9月13日、pp. 38-39。
- クロス・マーケティング・グループ(2025)「【国民の食卓に異変】コメ価格高騰で3人に1人が消費減！パンやうどん、パスタ消費が増加」PRTIMES、2025年6月16日。
- 小池恒男(2025)「“令和の米騒動”はどう収斂するか」『農業・農協問題研究』農業・農協問題研究所、pp.2-12。
- 榊田みどり(2025)「農村政策の根幹を問う制度変更」『農村政策はどうあるべきか?』日本農業の動き No.226、農政ジャーナリストの会、農山漁村文化協会、pp.8-18。
- JAcorn(2025)「小泉農相 備蓄米20万t追加売渡し表明 在庫は残り10万t 適正数量の1割に」、2025年6月10日。
- 鈴木哲夫(2025)「コメ騒動、ヤマは第2ラウンドか」『月刊公論』2025年7月号、pp.26-27。
- 鈴木雄太(2025)「米価高騰と副作用」『農村政策はどうあるべきか?』日本農業の動き No.226、農政ジャーナリストの会、農山漁村文化協会、pp.150-55。
- 竹内潤平(2025)「金融機関の預金ランキング」ALBINO。  
<https://www.albino.co.jp/fpmoney/bank-deposit-ranking-top50/>
- 谷口信和(2025)「今後の日本農業のあり方を考えるー新基本計画と令和の米騒動を踏まえてー」米流通と農の再構築、第II部第1章、『農業協同組合経営実務』2025.9臨時増刊号、全国共同出版、pp.96-111。
- 帝国データバンク(2025)「コメ高騰で「麺」が人気 製麺所の倒産が減少、過去10年で最少ペース」TDB Business Review、2025年11月7日。
- 東京商工リサーチ(2023)「国内106銀行(単独決算)預貸率62.94%で3年ぶりに上昇 業態間で貸出金の伸びに格差」『TSR データインサイト』2023年6月19日。  
[https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197744\\_1527.html](https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197744_1527.html)
- 榎木誠(2025)「日本農業の再生の決め手、担い手の多様化」農政展望第134回、『農業協同組合経営実務』2025年5月号、pp.84-87。
- 飛岡健(2025)「令和の米騒動 何が原因か?」『月刊公論』2025年7月号、pp.42-51。
- 豊島典雄(2025)「進次郎劇場、幕開け〜令和の米騒動を収拾できるか〜」『月刊公論』2025年7月号、pp. 22-23。
- 中西博之(2025)「日本の米を見直す」第1回令和の米騒動、『農業協同組合経営実務』2025年5月号、pp.88-

- 93。
- 西川邦夫(2025)「令和の米騒動」と農協概算金」米流通と農の再構築、第I部第1章、『農業協同組合経営実務』2025.9臨時増刊号、全国共同出版、pp.4-15。
- 日本生活協同組合連合会(2025)「2025年お米についてのアンケート調査」  
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000105.000040982.html>。
- 農林水産省(2025a)「米の基本指針(案)に関する主なデータ等」、本省HP。
- 農林水産省(2025b)「日本の食料自給率」、本省HP。
- 浜矩子(2025)「小泉流備蓄米放出に潜む強権是認への懸念:いつか来た道?」『週刊金曜日』1525号、2025年6月20日、p. 33。
- 林直嗣(2023a)「コストプッシュ・インフレや円安による物価高騰・景気後退に対する金融・経済政策(上)」法政大学経営学会『経営志林』第60巻第1号、pp.13-37。
- 林直嗣(2023b)「コストプッシュ・インフレや円安による物価高騰・景気後退に対する金融・経済政策(下)」法政大学経営学会『経営志林』第60巻第2号、pp.31-65。
- 三竹道雄(2025)「食料需給表ー食料自給率の国際比較」アセット・マネジメント・コンサルティング株式会社。  
<https://www.am-consulting.co.jp/>
- 三木寛郎(2025)「果たして日本の食糧事情は大丈夫かーお米の値段と消費を考察するー」、『月刊公論』2025年7月号、pp.24-25。
- 宮崎安貞(1936)『農業全書』岩波文庫、岩波書店。
- 山崎好裕(2025)「宮崎安貞の儉約論と令和米騒動」、『福岡大学経済学論叢』70(1)、pp.95-109。
- 山下一仁(2024)「ついに「農協崩壊」がはじまった…農林中金「1兆5000億円の巨大赤字」報道が示す“JAと農業”の歪んだ関係 農協マネーを外国債投資で溶かした根本原因」『プレジデントオンライン』2024年7月3日。  
[https://cigs.canon/article/20240712\\_8208.html](https://cigs.canon/article/20240712_8208.html)
- 山下一仁(2025a)「真の食料・農業政策の確立を目指して」『金融財政ビジネス』2025年7月31日号、pp.14-18。
- 山下一仁(2025b)「「おこめ券」でJAを救済したいだけ…税金4000億円で“史上最高値のコメ”を買わせる農水大臣とJAの癒着ぶり」『PRESIDENT online』2025年12月5日。
- 山下一仁(2026)「本来は「5キロ1300円台」まで下がる…物価高で家計が苦しいのに史上最高値のコメを買わせたJA・農水省の大罪」『プレジデントオンライン』2026年6月17日。
- Bell, Daniel, (1973) *The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting*, Basic Books, 『脱工業社会の到来ー社会予測の一つの試み』内田忠夫他訳、ダイヤモンド社(上・下)、1975年、新版1978年。
- Clark, Colin, (1940) *Conditions of Economic Progress*, 『経済的進歩の諸条件』金融経済研究会訳、1945年、日本評論社。
- Feldstein, M., and Eckstein, O. (1970). "The Fundamental Determinants of the Interest Rates," *Review of Economics and Statistics* 52, pp.363-75.
- Lange, Oskar (1942) "The Foundations of Welfare Economics", *Econometrica*, Vol.10, No.3/4, pp.215-228.
- Machlup, Fritz (1960). "Another View of Cost-Push and Demand-Pull Inflation", *The Review of Economics and Statistics*, Vol.42, No.2, pp.125-139.
- 『インフレーション論』(田中宏編訳、林直嗣訳)8章「コスト・プッシュ・インフレとデマンド・プル・インフレについて」学文社、pp.150-183。
- Royal Astronomical Society(2015) "Solar activity predicted to fall 60% in 2030s, to 'mini ice age' levels: Sun driven by double dynamo." *ScienceDaily*, 9 July 2015.  
[www.sciencedaily.com/releases/2015/07/150709092955.htm](http://www.sciencedaily.com/releases/2015/07/150709092955.htm).

